

8月定例教育委員会議事録

平成24年8月23日（木）10:00～

○委員長 おはようございます。それでは、ただいまから平成24年8月定例教育委員会を開会します。よろしく願いいたします。教育総務課長から日程説明をお願いします。

1 日程説明 教育総務課長

○教育総務課長 はい。それではお手元の日程表をご覧ください。まず一般報告が教育長からございます。本日は議題といたしましては、議案第1号鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則の一部改正について他6件ございます。協議事項といたしましては、協議事項の1、いじめに対する対応について他1件ございます。また報告事項につきましては、報告事項のア、東日本大震災に係る石巻市へのスクールカウンセラーの派遣について他、報告事項シまでございます。それでは、よろしく願いいたします。

○委員長 はい。では教育長から一般報告をお願いします。

2 一般報告 教育長

○教育長 はい。そうしますと、既に配布しております資料に基づきまして、一般報告させていただきます。前回、7月24日にございましたので、その後の動きということになります。

まず7月25日になりますが、知事部局の統轄監と意見交換を行いました。大学進学率が全国的に伸びる中で鳥取県が伸び悩んでいるというような問題とか、あるいは学力向上対策、いじめ問題等について、今後の予算等のことも踏まえながら、幅広く意見交換を行いました。またその日には、まんが王国ということで、若鳥丸を使って、沖縄航海の帰途、神戸に寄ってPRしてくれた、その境港総合技術高校の生徒さん、あるいはこの「ちんどん屋体験」で大阪でまんが王国もPRしてくれた、同じく境港総合技術高校の生徒さんが報告に来てくださいました。

それから7月は後半、特に競技団体をまわりまして、この日は八頭高の女子ホッケーを激励にまわりました。またこの日は臨時県立学校長会を開きまして、グリーンで処分いたしました教員に対する報告、あるいはまだ処分になっておりませんが、7月21日に飲酒運転で逮捕されました教員のことにつきまして、規律の確保をお願いしましたし、改めまして今度はいじめについても素早い対応、アンテナをしっかりと立ててくださいというお話をいたしました。

7月27日から30日に新潟県で行われましたインターハイ開会式にも参加をいたしました。委員とともに参加をいたしまして、ともに自転車ロードレースを応援いたしました。

それから31日はそのような形で競技団体の激励、それから伯耆町がぜひ県教育長を呼んで、伯耆町の小学校、中学校、あるいは保育所の先生方と一緒に意見交換をしたいということでございまして、1時間半ほど私がお話をしまして、その後、懇親会を持ちました。やっぱり市町村に

出かけて行って、小学校や中学校や保育園の先生方と話をするのは、とても良かったというふう
に思っております。町長さんも参加してくださいまして、町あげでの取り組みとなりました。

8月2日ですが、これはエデュアスという、エデュケーションと明日ということを組み合わせた
エデュアスというので、これはソフトバンク100%出資の教育関係になります。そことアッ
プルとが提携をしまして、アップルセミナーというのがありました。最先端のiPadと、それ
からパワーアップで、コンピューターを使って、教材づくりに私も教育次長も挑戦いたしました。
非常に先進的な取り組みができるなということを感じまして、これからのICT教育というもの
が持つ可能性、あるいはまた今後ICTが求められる、さらなる子どもたちに求められる能力に
なるだろうということを実感いたしました。こうしたICTを取り入れた教育というものがもう
少し広がることのできないのかということも考えてみました。

8月3日、教育審議会、これはまた報告いたします。

8月4日、まんが博のオープニングイベントがありました。

8月5日、水球の激励にまいりました。

8月6日、これは東部地区と西部地区に分けて、各委員さん、委員長さんを含めて回って
いただきました。現場の声を聞く良い機会になったと思います。鳥取東高校の書道パフォーマ
ンス甲子園で優勝しましたので、その報告がございました。

8月7日、県議会議場で高校生議会がございまして、鳥取東高校、鳥取工業高校、米子東高校、
鳥取西高校等の生徒が質問いたしました。県立高等学校専攻科をなぜなくしたのかというのが
ありまして、官から民へというけれども、環境大学は民から官のほうに、なぜ専攻科はというよ
うな問題がありまして、非常に真剣に考えているということがよく分かりました。議員の皆様か
らも議員も見習うべきだというようなことがありまして、高校生たちの真剣な取り組みに私も感
動いたしました。

8月7日から10日でありますが、全国高等学校総合文化祭に委員長と次長が出席をいたしま
した。

それから8月8日、全国学校図書館研究大会がございまして、知事にも来賓としてご出席いた
だきました。そのあと私は大山青年の家で高校生合同勉強合宿をやっておりまして、学校の枠を
超えた勉強合宿であります。そこに徳島県の校長先生が見に来ておられまして、「鳥取県は本当に
予算措置が手厚くてびっくりしている」ということをおっしゃっていました。その後、倉吉東高
校の高校生国際フォーラム等に出向きまして、さらに伯耆町の第2弾ということで、北栄町の学
校関係者と意見交換を行いました。

8月10日になりますが、委員長をはじめ委員の皆さんは知事との意見交換ということで、い
じめ問題、あるいは学力学習状況調査の問題についてもお話しくださっております。その間、私
は文化庁の長官にもお会いしまして、鳥取西高校問題についてお話をいたしました。これはまた
報告いたします。

8月16日、17日、国体の激励にまいりました。ホッケー少年女子ですね。これは島根県を
破りまして、国体に出場いたしました。島根の横田を破ったということで、非常に力がついてい
ると思っております。

8月20日、鳥取西高校の軟式野球で全国大会に出場する3年生を中心としたメンバーが出ておりまして、非常にしっかりしたものの考え方、それから練習時間を決めて集中して取り組む姿、非常に将来性が高いなというふうに思いました。

22日、生涯学習分科会がございまして、次長が出席いたしました。そのようなところでございます。

○委員長 はい、ご苦労さまでございました。

それでは議題に入りますが、本日議案が第1号から第7号までございますが、議事の進行上、初めに議案第6号、7号の人事に関する案件を非公開で行うこととして、その後に議案第1号から5号を公開で行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長 はい。異議がないようですので、それではそのように取り扱うことと決定し、これより非公開といたします。関係課長以外の各課長は退席をしてください。

申し遅れましたが、本日の署名委員さんは中島委員さんと坂本委員さんをお願いいたします。

3 議事

[非公開] 議案第6号 公立学校教職員の懲戒処分について

議案第7号 鳥取県立図書館協議会委員の任命について

○委員長 以上で非公開の案件は終了しましたので、これより公開といたします。各課長を入室させてください。

それでは議案第1号を説明してください。

[公開]

議案第1号 鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則の一部改正について
特別支援教育課長 説明

○特別支援教育課長 はい。鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則の一部改正についてでございます。これは、琴の浦高等特別支援学校の設置に伴いまして、管理規則及び学則の一部を改正をするものでございます。一番後ろに資料をつけておりますので、あわせてご覧ください。

まず管理規則でございます。第4条、通学区域のところの第2号、特別支援学校のすぐ後ろに括弧で琴の浦高等特別支援学校を除くというものを挿入するものでございます。これは、琴の浦高等特別支援学校におきましては、県内居住者に限るとしておりますことで、このことを入れるものでございます。

第28条、これは宿舍に関する事項でございますけれども、琴の浦高等特別支援学校におきましても、宿舍を設置する関係から、寮務主任を置くとするものでございます。

それから最後に別表でございますけれども、琴の浦高等特別支援学校が1校加わるということ

でございます。

次に学則でございます。第17条の2項でございます。改正しますのに、括弧で、琴の浦高等特別支援学校にあっては、第1号に該当する者、これを入れるということでございます。

一番最後の資料の後ろのほうをご覧ください。第17条をここに書いております。第17条は、第1学年に入学しようとするものは、別に定めるところにより、入学志願書を校長に提出しなければならない。

2項が、前項の規定による志願は、次のいずれかに該当する者が行うことができるとなっております。1号が県内に居住している者、2号のほうは教育委員会が特別な事情があると認めた者となっております。琴の浦については、第1号に該当する者に限るということでございます。以上でございます。

○教育長 要するに3ページに書いてあることは、これまできちんと話をきて、基本的なことは既に決定してるわけでありまして。障がいの種別とか、それから学科の名称だとか、修業年限、収容定員、場所、そういうものをまずきちんと管理規則上に反映させるということが必要ありますので、まず管理規則を、こういうものを含めて改正するというのと、それから3ページの(2)のほうも、これも既にこれまで議論してきたことでもありますので、これも学則上に反映させるということでございますので、10月1日に学校が開校するということを踏まえて、それまでに管理規則、学則を改正する必要があるということがありますので、今回それに反映させて、議案としてお出ししたということです。

○委員長 はい。そういうことですが、確認をさせていただきます。1ページのほうに、第4条の(2)項に特別支援学校云々の括弧のところ、琴の浦特別支援学校についての県内の生徒に限るということが括弧書きに入ってくるということですね。

それから第28条に、琴の浦特別支援学校にも寮務主任を置くということ。

それから2ページのほうの上のほうに、前項の規定による志願は、次のいずれかに該当する者、琴の浦高等特別支援学校にあっては、第1号に該当するというのは、県内に在住ということでございますか。はい。ということで、以上3点、改正がされるということではありますが、いかがでしょうか。

○委員 2ページの最後の附則は、こういうときは下線を引かなくてもいいのですか。

○委員長 附則のところは、これは下線を引かなくてよろしいかということですが、この附則は平成24年10月1日から施行すると。

○教育総務課長 この附則の部分については、改正されるたびに[つけあがっていくもの](#)ですから、今回の分を明記してありますので、下線は特に必要ないです。

○委員長 いらぬ。はい。

○教育長 これはずっと、何にしてもありますよね。

○委員長 ずっと書いてあるので下線はいらぬということでもあります。

○教育長 これで基本的な学校のフレームがきちんとできましたので、あとは10月1日に向けて校長を発令する、あるいは教頭を発令する、事務長を発令するという、そういう作業になっていきます。これはまた、この後の協議でもさせていただきます。

- 委員長 一部改正規則案については、よろしいでしょうか。
- 委員長 そうしますと、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
続きまして、議案第2号を説明してください。

[公開]

議案第2号 県立琴の浦高等特別支援学校校章デザインについて
特別支援教育課長 説明

○特別支援教育課長 はい。県立琴の浦高等特別支援学校校章デザインについてでございます。めくっていただきまして、校章案、校章デザイン原案をここに挙げさせていただいております。真ん中に「琴」という字がありまして、そして様々な支援の輪がその周りにあるというものでございます。製作意図につきましては、いま申し上げたとおりなんですけども、選考理由、これは選考委員会を開きましたときに、委員さん方から出た意見が、明るく爽やかな感じで、これから新規に開校する特別支援学校にふさわしい。また、柔らかさもあるし、学校の校章らしさがある。また、琴浦町の伝統工芸に精霊舟（しゃあらぶね）というのがあるそうでした、この「琴」の字のデザインの形が、この精霊舟をイメージさせるというようなこともあって、ひとつこれもいいデザインだと選ばれたものでございます。

前回、この委員協議会で検討していただきまして、この案が一番いいというような意見でございましたので、この案でさせていただくものでございます。以上でございます。

○委員長 はい。ということでございますが、先回のデザインの修正意見に、外側の線を太くというようなことがありました。色を濃くすると。この程度になっておりますが、いかがでしょうか。いい感じがしますね。

○教育長 琴浦町の伝統工芸、精霊舟をイメージさせるというのは、デザインした人がそういうイメージをしようと思っしているのか、これは選考委員が勝手に話しているのか、それはどうなんですか。

○特別支援教育課長 そこはね、選考委員の方から出た意見だと思います。

○教育長 だったら、あまり選考理由としてイメージさせるなんて、本人の意図じゃないのはどうなのかと思いますけどね。むしろ、この前議論した中では、デザインの、この琴浦の「今」のところ人間の口に見えて笑っているような感じなんですよね。笑顔に見えるというのがありましたよね。

○委員長 外側の線が太くなって、これが精霊舟のイメージが損なわれるかということ、そうではないと思います。そこの文言を消したほうがいいのかということですが。

○教育長 ですから、選考理由としてはこれでいいかもしれないですけどね。校章デザインとして発表するときには、これこれこういうってね、我々の教育委員の意見も踏まえて、非常に笑顔を想像させるとかですね、そんなことを踏まえながらアピールしていくのがいいのではないかなと思いますけどね。

○委員長 笑顔をイメージですね。

○教育長 私もこれね、ある人に見せたら「あっ、笑ってるみたいだ」と、実際そういう印象を持つ人がありますね。

○特別支援教育課長 これは9月に入札した業者に、またリデザインということで新たにデザインをし直しますので、そういったところを強く強調するような形にすることはできると思います。

○委員長 それで、その精霊舟をイメージさせるという文言については、教育長さんはないほうがいいということですね。

○教育長 それは選考理由で、選考委員会の意見なので、それを踏まえてね、我々が公式にこれを校章として採用する際には、どういう願いを込めて採用したかというところを、我々もしっかりと意思を伝える必要があるんじゃないかなと思いますね。

○委員長 そこに笑顔が感じられる、イメージできるというようなことを入れるということですね。はい。ということですがけれども、校章デザインの原案、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では議案第2号、原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第3号を説明してください。

[公開]

議案第3号 平成25年度鳥取県立高等学校募集生徒数について

参事監兼高等学校課長 説明

○参事監兼高等学校課長 はい。高等学校課でございます。平成25年度鳥取県高等学校募集生徒数について、お願いをいたします。1ページ目、2ページ目にかけて、全日制課程の募集定員を募集しております。結論から申しますと、25年度の募集生徒数は、前年24年度と変更点はございません。普通科については1学級40人、専門学科、総合学科については1学級38人でございます。

2ページ目、真ん中より下に、全日制課程の合計を示しております。4,298名でございます。そして、2定時制課程の合計が、やはり変更なく220名。3通信制課程も変更なく、ページをめくって3ページ、約160名でございます。

平成25年度には前年に比べて、県内の中学校の卒業予定者数は約220名減少いたします。しかし、23年度より県内で各年度6枠ずつの学級減を行って、25年度はその完成年度にあたります。また、平成23年度と将来28年度を比較しましたときに、中学校卒業生数は増減を繰り返しながら、23年と28年、ほぼ同数になります。そして現在、25年から30年までの公募の在り方を検討している最中でございますので、25年度につきましては、学級数の変更はございません。

4ページ、記者発表資料の2番、平成25年度全日制課程の策定倍率でございますけれども、1.03倍と前年度に比べて非常に広き門になっております。この策定倍率は中学校卒業予定者数から進学率、そして県外との出入り、それから私立、高専、定時制課程への出願者などなど過去の推計をデータにしまして、おおよその数字を求めました。その結果、この推計値が受験者数4,406名を推計をいたしております。この数字を全日制課程の定員数、すなわち4,298

で割った数字が1.03倍という策定倍率でございます。以上でございます。

○委員長 ということですが、いかがでしょうか。何かご質問、ご意見等ございませんか。

○教育長 要するにその学級減をずっとやってきているんですけども、固定しているということで、24年も25年も変化はないんですが、ただ、いま参事監が申しましたように、中学校卒業生数が200人ぐらい減りますね。その中で出入りとか、私立に行くっていうのはあるんですけども、そういうことを踏まえても中学生が減っているわけで、募集定員が変わらない中で、倍率も当然下がるだろうということで、昨年の1.07倍から1.03倍になるのではないかと、いうふうな予測をしております。

○委員 学科の変更はなかったですか。

○参事監兼高等学校課長 はい、ございません。

○委員 なかったですか。

○教育長 むしろ、これから25年、26年をどうするかということですね。30年までを見越して、今いろんな計画を立てておりますけれども、その前段で環境対応をどうするかとか、また議論をお願いしたいなという。

○委員長 28年度はまた23年と同数程度になるという状況があるそうですから、あまりにいろいろ変更させるよりも、ある程度じっと静観しながら状況を見るということも必要でしょうか。委員さん、何か。

○委員 はい。県立高校の募集生徒数に関連して、いつ頃だったか、1~2カ月前に私学のほうから要望書が出されていますよね。送られてきますよね。

○委員長 個人的に。

○委員 いや、関連資料で入っていたのでしたかね、よく覚えていませんが。ああいう要望に対しては何か答えることはされるんですか。

○教育長 はい、しておりますね。その資料はこの前の委員会だったですか。それとも、委員さんのご自宅に直接届いたのですかね、私学協会か何かから。

○委員 ここ経由できたような。

○参事監兼高等学校課長 先月、資料でお渡しした分ですね、この経緯を。7月に私学協会と学術振興課、私学担当でございます、それから教育委員会の事務局の意見交換の会がございました。そして、その中でこの策定倍率についても他県では生徒数、卒業生数の増減によって頻繁に学級数の増減をしている県もあるようです。しかし、それでは本県は非常に不安定な状況になりますので、ある一定期間は一通り維持するという考え方をとっていくことをご説明しながら、場合によっては私学の策定倍率が来年度も低くなってきますね。もしかしたら私学への入学者数が若干減少する場合もあると、長期的なことをお話をしながら意見交換をいたしました。そして、また私学のほうからはそのような状況の中で、県立高校の行っている再募集、これをとりやめてもらいたいという要望が要望書の中にごございました。しかし、具体的な細かい数字は省きますけども、再募集によって24年度の入試は38名合格しております。その38名の中で、32名だったと思いますけど、記憶は定かではございませんけれども、非常に多数の生徒が実は専門学科、総合学科、すなわち私学にはない学科に再募集合格しております。そのようなことをご説明をし、当

然これまで入試改善の検討委員会で議論してまいりましたので、当面、再募集については引き続き実施をするということもお話しをして、ご理解を賜ったものと感じています。

○教育長 年2回、必ず私学との意見交換会を開いて、特に収容定員とか、講師の比率とか、それについてお話ししております。

○委員 今の私学の問題が一つの論点になると思いますし、もう一つは1.07倍から1.03倍で0.04倍という、この数字が下がることが現場の教育の質ということに影響があるのか、ないのかというのは、やはり一つ考えておくべきところなんじゃないかなと思うんですが、この辺についてはどのようにお考えですか。

○参事監兼高等学校課長 広き門になることによって、場合によっては残念ながら定員を割るやもしれません。しかし、本質的な部分での学校教育、それぞれの学校の教育の中身にこの倍率のデータが何がしか大きく影響することは考えておりません。

○教育長 この1.03倍の策定の中には、推薦の数は引いてあるの。

○参事監兼高等学校課長 いえ、推薦は考えておりません。全体の定員の枠になります。

○教育長 この後、また報告事項を出しますけれども、来年度は推薦入試をね、前回の教育委員会でも見直しましたよね、50%を40にするという形の中で、随分と推薦の定員を減らしてきている学校がありますので、今度は全県的に試験をした場合に推薦よりか一般、そのほうの枠のほうがぐっと増えてくると思いますので、だから同じ1.03倍でも一般受験の枠が多い1.03倍になるんだろうというふうに思います。

○委員長 そうですか。推薦の生徒も含めた定員ということで計算をなさっているんですね。

○参事監兼高等学校課長 そのとおりです。

○委員長 推薦が減れば一般入試の生徒は増えるし、結局トータルの部分で。

○教育長 だけど、一般入試の枠が今度は増えてくるということで。

○委員長 これは一般入試の場合ということではないんですよね。

○参事監兼高等学校課長 ではないです。

○委員 要するに学力テストをちゃんと受けて入ってくる生徒が増えるという、だから心配ないと。

○教育長 心配ないことないですけどね。

○委員 学力低下という面の心配はあまりないんじゃないかと。

○委員 この策定倍率1.07を1.03、0.04下がっているんですね、一年で。何かこの先どうなるんだろうという非常に不安がね。じゃあ、26年どうなるんだと考えたときに、何か近々に対策を打たなくちゃだめなのかなという心配を感じるんですけど、どうなんですか。

○参事監兼高等学校課長 見かけ上、1.07が1.03と非常に大きく減っているんですけど、実はこの24年度は逆に生徒が前年に比べて増えた年度でございまして、いま鳥取県の中学校卒業生数は、先ほど申しましたとおり、増えたり低減してるところがある。増えたり減ったりを繰り返しています。ですから23年度にはほぼ学級減を、先ほど申しましたように県内で6学級減って、あと適正ととれるような数字、それが生徒数が増えたことによって倍率が高くなります。また今年は減って低くなったという、この繰り返しですので、なかなか同じ倍率ということには

ならないかと思えます。

○委員 単純にこの下げ率を心配する必要もないということですね。

○参事監兼高等学校課長 それは念頭におきながら、今後の在り方も検討してまいりますので。

○委員 分かりました。

○教育長 ただ、1.01倍とか1.00になってくると、本当にまだ選抜っていうことがある以上、ある程度の水準をもっていかないといけないですので、そういうことを含めた上で学級数とか決めていかないといけないのかなというね。

○委員 だから、理想的に1点何倍ぐらいがいいのかということを考えていかないといけないですよ。

○委員 それは考えてみてもいいですよ、確かに。

○委員 難しい感じがする。

○委員 じゃあ、いくつがいいのかと今聞かれても分からないですからね。

○委員長 今おっしゃった理想的な倍率というのは、今後に向けて検討していただくことになると思いますが。

○参事監兼高等学校課長 過去の数字でいきますと、1.04から1.05ぐらいが妥当なところではないかとは思いますが、これもその時々の高専の定員でありますとか、そういったものにも左右されますので。ちなみにいくらかということ、なかなか申し上げられません。

○教育長 高専は減りませんからね。

○委員長 減りませんね。

○教育長 全然、減りませんから。同じ数になりますからね。その間、生徒数は減っても高専は減らさない。我々はずっと減らしてきましたし。

○委員長 そうようなデータがありますが、平成25年度の高等学校募集生徒数について、24年度と同じという提案であります。よろしいでしょうか。はい。そうしますと、議案第3号、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第4号を説明してください。

[公開]

議案第4号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

文化財課長 説明

○文化財課長 はい。議案第4号、鳥取県文化財保護審議会の諮問について、提案するものでございます。1ページをお願いいたします。このたびは2件の文化財指定等にあたりまして、条例の規定により、事前に文化財保護審議会のほうに意見を求めるものでございます。内容ですが、1件目は、保護文化財で「石造大日如来坐像」でございます。この仏像の指定につきましては、平成17年から19年にかけて、県立博物館で共同で県内仏像調査を行ってきておりまして、その中から候補を絞り込んできているところでございます。それで、このたびこの石造を諮問しようとするものでございます。この石造があるのが倉吉市にあります大日寺、これは円仁の開い

たとされる天台宗の寺院であります。石仏の評価としましては、ここに記載のとおりですけども、特に全国的にも珍しい平安時代の石造大日如来として価値が高いと評価されたものでございます。

それから2ページですが、もう1件目は、記録作成等の措置を講じてという無形の文化財の選択としまして、県東部の山間部に広く分布します花籠祭でございます。これは、花籠をつかって神社に奉納する祭礼で、写真の真ん中辺にちょっと綺麗な色のところがありますが、これが花籠部分です。この写真は八頭町の大江、旧船岡町の赤倉神社の様子でして、これは旧船岡町の地区全体で、こういう奉納している祭礼でございます。特に評価につきましては、記載にあります、特に数村にまたがる郷社祭礼、これは普通、神社一つ一つでの奉納ではなくて、まとまった地域で一つの神社に奉納するという特徴が見られること。それから、花籠の奉納者に通過儀礼の要素、これは例えば、よく見られるのが成人男性、その成人儀礼の形。成人の男性を選んで花籠に奉納したという、そういう通過儀礼の要素が見られることなどから、こういう記録作成の処置を講ずべく、貴重な無形の民俗文化財として、このたび選択をしたいとするものでございます。以上、よろしくお願いたします。

○委員長 まず石造大日如来坐像、倉吉市のものについてですけども、いかがでしょうか。

○教育長 これは、もう美術・工芸部会で一回調査していますよね。

○文化財課長 はい。個々に絞り込んでいって、調査していって、それで価値が高いと評価されたものを順次、諮問していこうとしているものです。

○教育長 材質は何ですか。

○文化財課長 石。

○教育長 石の材質。

○文化財課長 材質は安山岩です。

○教育長 白杵の石仏は何ですか、材質は。

○文化財課長 白杵はですね、ちょっと後で調べさせていただきます。

○委員 こういう指定というのは、毎年いくつするとか、そういうことは決まっているわけですか。

○文化財課長 いいえ。それぞれ調査していって、また所有者の同意等があったものについて、同意も指定するだけではなくて活用するというか、公開してもらったりとか、そういうことをお願いしないといけないので、そういう条件が整ったものから諮問させていただこうとしているものです。

○委員 何か毎年、ちょっとずつ出てくるのが不思議な気がして。一遍に済まないのかなと思って。

○教育長 急になかったものが発見されたというのもたまにはありますけど、ずっとある中で調査をやってきて、順次、調査の結果をこういうふうに諮問して、ご意見を伺って答申をいただいていますね。

○委員長 じゃあ、価値があるということではありますが、これについては、大日如来座像については、よろしいでしょうか。

もう一つ、2番目の花籠祭の分ですが、これについてはいかがでしょうか。ご覧になったこと

ありますか。

○委員 よく町内に行くのですが、だいたい県内で何箇所ぐらい、これは認められているんですか。

○文化財課長 大きく東部地区でこういう行事が見られます。西部のほうでは、荒神祭というか藁蛇づくりして、そういう特徴が東部と西部でありまして、特に東部は、八頭町、智頭谷のあたりを中心に広く分布しております。智頭、旧佐治村、旧用瀬、旧八東、旧船岡となっております。特に10月が多いのですけれども、4月に実施したりもされております。智頭の虫井神社の花籠は、県の無形民俗文化財のほうに指定されております。ちなみに西部のほうの藁蛇等は、出雲・伯耆の荒神祭ということで国の選択に指定されています。

○委員 これ指定されると、記録作成というのは、どなたがおやりになる形なんですか。

○文化財課長 これは指定まではいかないのですが、まず記録を調査して行って、報告書をつくって、その中からまた貴重なものを指定していこうという前段になるイメージです。去年は、弓浜半島のトンドということで選択していただきましたので、いま2カ年かけて報告書を、記録作成をしているところです。また、その中から貴重なものを個別に指定が出てきていたりする例も中にはあります。

○委員 一覧表みたいなものはあるんですか。

○文化財課長 花籠の全体の一覧が、また後でお配りさせていただきます。

○委員長 よろしいでしょうか。

○教育長 ちょっと、いいですか。石像のほうですけれどもね、その解説で、大分県・臼杵石仏の大日如来像頭部に共通する感覚が示されている、とありますよね。私も臼杵の石仏を見に行ったことがあります、確かに似ていますよね。単なる似ているというだけの感覚的なものなのか、それともこの時代の石像の彫刻として、そういう傾向があったのかという、そういうところをやっぱり意識して調べてみてほしいなと思いますね。

○文化財課長 平安時代の作風というところの共通部分も捉えて、評価していただいているみたいなのですが、また調査、報告の段階で、そのあたりを詳しくさせていただきます。

○委員長 よろしいでしょうか、審議会の諮問について。はい。議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

では続きまして、議案第5号を説明してください。

[公開]

議案第5号 鳥取県スポーツ審議会への諮問について
スポーツ健康教育課長 説明

○スポーツ健康教育課長 はい。スポーツ健康教育課です。鳥取県スポーツ審議会への諮問案件でございます。諮問案につきまして、めくっていただきたいと思っております。鳥取県スポーツ審議会条例第2条の規定により、下記の事項について諮問します、という内容ですが、スポーツ基本法の目指す方向性を踏まえながら、本県スポーツの一層の充実に向けて「鳥取県スポーツ振興計画」

を見直すことということで、7月に協議させていただきました内容を、ちょっとシンプルにさせてもらっています。協議させていただいたときには、障がい者を含め、誰でもスポーツに参画できる環境という視点からの見直しというようなことを謳っておりましたけども、これはスポーツ基本法の中にそういった方向性が出ておりますので、ですから、そういう表現を外したということでございます。諮問理由としましては、掲げているとおりでございますけれども、平成21年に策定しました県の振興計画を、先ほど言いましたように国のスポーツ基本法あるいは国のスポーツ基本計画、それから策定から4～5年経っておりますので、県内のスポーツを取り巻く環境等も変わってきております。そういうところを踏まえて、これからの県のスポーツ振興を図る計画を見直してほしいということで、諮問理由としております。

以下8ページには、スポーツ基本計画と県のスポーツ振興計画の関係でありますとか、諮問の観点等について添付をしていただいております。以上でございます。

○委員長 はい。何か質問等ご意見ございますか。

○委員 はい。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 これはいつぐらいを目途に答申を出していただくようになっていますか。

○スポーツ健康教育課長 答申につきましては、今年あるいは来年の10月ぐらいまでに答申をいただきまして、約1年半かけて議論をいただきまして、10月ぐらいに答申を得て、それから手続きとしましてはパブリックコメントでありますとか、あるいはこの場でその方向性について確認をいただきまして、最終的に25年度末に見直しをしたいというふうに考えています。

○委員 この諮問理由の2つ目の段落で、「平成25年度末の前期末時点での計画の点検評価をし」という、来年の前期末までの成果とか実施状況等を点検した上でということですか。

○スポーツ健康教育課長 これは21年度策定しましたときに、25年度末の前期末時点で計画を見直しなさいよということが、既に今の計画に書いてあるのですが、それ以下の文面で状況が。

○委員 新しい要素が加わったので、もうちょっと早めに。

○スポーツ健康教育課長 早めに作業をしましょうということで諮問したいと思います。

○教育長 それでね、諮問は本当に2行でシンプルなんですけどね、諮問事項は。中身が随分と色々なジャンルがありますね。競技力向上とか学校体育だとか、それから生涯スポーツとかありますので、まとまって一括して答申というのは難しいかもしれませんね。ですから少し分けながら、一次答申、二次答申でもいいからね。できるものは26年度といわずに、早くやってもいいのかなというふうに思いますね。ですから、この国のスポーツ振興法を踏まえながら、やはりできるだけ早く。21年に県の企画を立てたときには国はできていませんでしたから、でもまた新しいね、最新の10年間、今後の10年間の見通しが国のほうは立てられていますので、それを踏まえながら、我々も答申も一次答申、二次答申でしながら、少しでも早くできるものは対応していこうというほうがいいのかと考えています。

委員さんもいろんな分野から入っていただきました。

○スポーツ健康教育課長 ええ。28日に第2回のスポーツ審議会を予定しているんですけど、

15名の委員さん、皆さん全員出席です。

○委員長 この25年度末の前期末時点で、計画の検討評価をして後期の振興計画の見直しを行うと書いてございますよね。確かに今、その課題といえるようなものは大きく浮上しているのではないかと思うのですが、それを点検して評価をして、後期それが実施可能な計画、ぜひやるからには成果が出るような計画というものを強固に進めていくような体制が必要であろうと思います。いろいろその課題は、人口の少ない鳥取県で、施設も少ない鳥取県で、いろいろ課題というのはあるかと思いますが。何とかこういう諮問をして計画が出た以上は、しつこく繰り返しますけれども、成果がでるような実施というものをしていけないといけないように思います。

○スポーツ健康教育課長 スポーツ審議会、今年、これから具体的に計画見直し作業に入っているわけなのですが、今後、年5回ぐらいという、2月に1回というようなペースで、今年、来年と集中的に審議していただきまして、計画を答申いただくというふうに考えています。それから、その後につきましても、この計画がしっかりと策定していただいた思いに応えるように実施が伴っているかどうか、そういった検証も含めて、スポーツ審議会のほうでしっかりと点検評価、新たな提案等も含めて、いただきたいというふうに考えています。

○委員 このスポーツの総合的な向上の内容というのは、いろいろと書いてあって、かなり大変だなと思うことや、少し創意工夫すれば達成できることじゃないかなみたいなことを感じることもありますが、一つ感じるのは、私も各市町村とかで見ると、やっぱり少子化によって学校教育とスポーツクラブや教育団体との連携、この辺において、子どもたちの奪い合いみたいなところが発生しているような感じがするんですよね。これ私、真剣に考えているのですが、子どもが疲労感、子どもたちが結構疲れているような感じがあってですね、もう少しすこやかな、スポーツに対しても育てていただくというのを、学校教育現場とこのクラブとの関連というか、その辺をスムーズに運んでいただきたい。そのために何か県としてアドバイスしていただければありがたいなというふうな感じを特にしています。子どもたちって大事じゃないですか、これから特に。この辺は一つ創意工夫でいくらかのプラスになるのではないかと感じるので、ぜひお願いしたいと思っています。

○スポーツ健康教育課長 奪い合いという部分とちょっと視点が違う部分で、特に小学生あたり、具体的な競技をいうとあれですけども、保護者も含めて非常に過熱している部分があって、毎週土日には対外試合あるいは県外遠征とか、非常に過熱しておりまして、学校の授業との兼ね合いがかなり、月曜日から保健室に登校する子どもたちが多いたとか、いろんなことも出て来ています。あるいは少子化の影響で、中学校等の部活動の運営自体、なかなか子どもたちが集まらなくて、絞り込まなくちゃいけないとか、いろんな少子化の影響等も増えていますので、その辺のことも前回、審議会の1回目をやったときにも、委員の方々からご意見として、課題として、いろんな問題の指摘も伺っておりますので、そういったことも踏まえて、振興計画の中では方向性を出していきたいというふうに考えています。

○委員 保護者がやっぱり過熱することによって、何かなかったですか。技術力の向上のために、いろんなサークルがあるでしょう。学校独自のクラブ活動とのその中で、どちらかの選択みたいなところの中で、そこにまた学校教育の中に違和感を覚える子がいるんじゃないかなという心配

があるんですよね。そういう、せっかくスポーツするのにそんなことで違和感覚えるのは意味がないと感じるもので、その辺で何かいい対策がないかなというのを感じているので、とっても子どものときって大事ですから、ぜひそんな子どもたちのスポーツによって、こっち側に入っていて、こっち側に入っていない。そういうことでいじめなんか発生したら、大変なことで意味のないことですから、ちょっと意識をしていただきたいと思います。

○スポーツ健康教育課長 競技力向上という観点だけではなく、例えば子どもたちの希望として、機械体操がしたいとかボートがしたいとかいう、先ほど言いましたように少子化の影響で、学校にそういったクラブがない、部活動がないがために、地域の中でそういった活動の場面を求める子どもたちもいますので、一概には言えない部分もありますけれども、その辺も含めて検討してみたいと思います。

○委員 お願いします。

○教育長 あるいはね、委員がおっしゃった、ここの諮問の観点ってありますね。その生涯スポーツの充実のこととか、下から2つ目の骨子のところでも、勝利至上主義とか、子どもたちに健全な発達の前に、まず勝ちたいというのがあって、それが無理なことになっていはいはないかという声もありますしね。一方で子どもの体力が低下していてボール投げが弱いとか、握力が落ちてるとか、長座体前屈、鳥取県の子どもは特に体が硬いとか、ありますからね。そういうところも含めて、漫然と26年度からやりますじゃなくて、喫緊の課題については早目に議論をして、方向性を出して、一斉に取り組んでいくと、そういう流れをつくり出していきたいなと思います。

○委員長 委員さんのほうからいろいろご意見がありましたが、その2ページ目の諮問の理由とか、これはページに書いてありませんが、最後に諮問の観点というようなことが挙がっておりますが、これについてはよろしいでしょうか、こういう内容で諮問をするということについては。

○委員 これは教育長がおっしゃったとおり、諮問を分けていただくのもいいのではないですかね。

○委員長 段階的にできるところから。

○教育長 臨機応変でやらないと、もうカチッと決めたようにじゃなくてね。

○委員長 そうですね。はい。

○委員 すみません。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 これと直接関係ないかも分かりませんが、この間、天理高校のエースが鳥取県の出身だそうですね。私はむしろ県外から県内の高校に来てるほうが目立つので、その逆のケースはあまり考えたことはなかったんですけど、高校レベルで優秀な選手が県外に流出するという、そういうことはかなりあるんですか。

○スポーツ健康教育課長 やはり子どもたちの中では、やはりトップを目指したいという夢ということ考えた場合に、詳細なデータ、正確なデータはないんですけども、例えばですけども、軟式テニスなんかだと県外での指導者、そういったトップを目指して、年間、数名から10名ぐらいが県外に出ていますね。やはり、先ほども話が出ましたけれど、県内の競技をする上での環境であったり、指導者であったりという面から、特に体操なんかもそうですし、県内にスケート

リンクがないということがあったり、いろんなことが要因としてあると思います。そういう中で、県外に出るといっても、正確な数字は掴めてないですけども、中学で活躍した選手等が、進路を聞いてみると県外にということもあるのも事実でございます。逆もないことはないですけども。

○委員長 議案第5号につきましては、これでよろしいでしょうか。では原案どおり決定いたしました。お願いします。

○教育長 そうしましたらね、今日は昼から1時から2時まで公安委員との意見交換がありますが、それが終わってから、委員長のほうで審議会の会長さんのほうに諮問をしていただくようにお願いいたします。

○委員長 そういうことでさせていただきます。

それでは、続いて協議事項に移ります。よろしいでしょうか。協議事項1について説明をお願いします。

[公開]

協議事項1 いじめに対する対応について
教育総務課長 説明

○教育総務課長 はい。それでは協議事項の1、いじめに対する対応について説明をさせていただきます。このいじめに関することにつきましては、7月に大津での事件、これが新聞報道等で様々な報道をされたところでございますけれども、それ以降、当教育委員会におきましても、7月の定例教育委員会での議論、それから8月には委員の皆様にご各学校に訪問に行っていただく、あるいは知事との意見交換というようなことをしまして、これまでこの課題と、本県における課題、それから対応策というものにつきまして、ご議論なり検討を進めてまいったところでございます。

本日、協議事項1といたしましては、それらの意見、それから現地での意見集約等を踏まえまして、今後進めていくものというものをまとめておりますので、ご協議をお願いしたいというふうに思います。資料を説明させていただきます。このいじめに対する対応につきましては、速やかに対応するもの、あるいは予算が必要なものというものがございます。まず速やかに対応を開始するものとしたしましては、いじめ対応指針の改訂でございます。詳細については後の添付資料のほうで説明させていただきますので、まず柱だけ説明をさせていただきますが、いじめ対応指針につきましては19年1月につくっておりますけれども、これについて点検を行い、実効のあるものへ改訂をするということを早くやっていきたいというふうに思っております。

それから学校では対応できない課題につきまして、子どもの悩みサポートチーム、仮称でございますけれども、これを設置するということ。あるいは学校・警察連絡体制の充実というものについても強化していきたいというようなことを考えております。

それから、どうしても予算的なものが必要になってくる項目もございました。Hyper-QUの活用、これにつきましては学校訪問のときに、皆様に学校訪問いただいたときにも、学校現

場でもご意見があったというふうに思います。これについては今後、予算要求というようなことをする必要がございますけれども、9月補正におきまして2,100万円余の予算要求をしてまいりたいというふうに思っております。要求の概要でございますけれども、基本的にはすべての学校で、このHyper-QUを取り組むというような大きな方針を持って予算要求してまいりたいというふうに思っております。今は1回の取り組みでございますけれども、現在は小中でいきますと、モデル的に今年度34校の予算化をしているというような実態がございます。それらに関しましても希望をとるといようなことはありますけれども、公立学校すべての児童生徒を対象にする。それから高等学校、県立高校に在籍する全日制の1年と定時制の1～3年生の生徒、特別支援学校すべての児童生徒につきまして、このQUを活用するといような予算要求をしてまいりたいというふうに思っております。

これに関しましては、やはり現場でもいろいろ意見を聞いていただきましたとおり、いじめを発見するにはかなり有効なツールであるといようなことも実証されているようですので、何とかこの予算要求をして実施に向けて進めてまいりたいなというふうに思っております。

相談実施体制につきましても、これも7月の意見交換、それから現場でもありましたとおり、やはり相談しやすい体制を整えるということが必要ではないかということ。それから24時間、夜間も含めたところで体制整備ということが必要ではないかということがございました。あるいは、現在その相談というのは、いろいろな窓口でそれぞれやっておりますけれども、それに関する連携、情報の共有、スキルの共有、ケースの共有といようなことについても必要ではないかということもございましたので、連絡協議会を設けるといようなこともしてまいりたいというふうに思っております。これにつきましても、強化するためには、現在の予算ではちょっと不足している部分がございますので、今後9月補正におきまして390万の予算要求をいたしまして、体制の強化を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから知事部局のほうでも、第三者機関、大きな重要な課題が起こった場合に、教育委員会の外にこういう第三者機関を置いて課題解決をしていこうということにつきましても対応してまいりたいというふうに思っております。これにつきましても予算要求が必要になっております。

それから協約につきましても改訂をしていこうといようなこと。柱としましては以上のようなことを取り組んでまいりたいというふうに思っております。

詳細につきまして資料1から説明をしてまいりたいと思います。いじめ指針につきましてですが、これにつきましても前回の定例教育委員会の中でもお話がございましたが、今の体制の中でも、指針の中でも課題があるんじゃないかといようなことがございました。これにつきましても早急に見直してまいりたいというふうに思っております。一応、改訂の時期としましては9月の下旬を目途にしております。9月の下旬にやっていきたいというふうに思います。

改訂のプロジェクトチームに関しましては、教育委員会事務局の教育次長をトップといたしまして、内部だけではありませんで、鳥取大学教育センターの先生にもアドバイスいただきながら、実効のあるものに変えていきたいなというふうに思っております。

枠組みでございますけれども、改訂のねらいでございますが、これにつきましては前回の委員の皆様の方からもご提案がありました、アンテナをあげる。センサーを、感度を高めるという

ことが必要ではないか。それから、いじめというものを行動するためのスイッチをきちんとしなくちゃいけないのではないか。どこにこのスイッチを止めるものがあるのかというようなことのご意見もございましたので、そういうことにつきましても、改訂の中で盛り込んでいきたいというふうに思っております。いじめを許さない、ひとりひとりを認め合える絆づくりが大切であることを盛り込んでいきたいというふうに思います。細かい構成につきましては、いじめとはという定義、定義についても見直しをしてみたいと思いますし、それからアンケートのひな形につきましても示してみたい。それから、ネットいじめへの対応ということが大きな課題になってくるというふうに思っております。あるいは相談体制につきましては、これは知事との意見交換の中でも出てまいってございましたけれども、メールでの相談、今の生徒に関しましては、そのメール等を使ってもいいのではないかとというようなご意見もありましたので、それに関する設置の在り方等を踏まえましたことを考えてみたいというふうに思います。それから、子どもの悩みサポートチームの設置、あるいは第三者機関への対応というものについて盛り込んでみたいというふうに思っております。

資料の2をお願いいたします。学校だけでは困難ないじめ事案に対応するというのも必要ではないかというご意見もございましたので、サポートチームを設置してみたいというふうに思います。この辺に関しましては、想定といたしまして、市町村の派遣をもとに派遣をする場合、また県民の声等で、県教委のほうに事案の情報が入った場合に対応する。これに関しては、市町村教委と連携するということが必要になってくるかと思っておりますけれども、必要に応じて派遣するというようなことが想定されております。これのメリットといたしましては、そこに3つ掲げておりますけれども、迅速な対応ができる、それから中立的な判断が可能になる、それから実効性が担保できるというようなことをメリットとして掲げております。これに関しましては、校種の区別なく対応してみたいというふうに思っております。チーム構成といたしましては、あくまでも現在は想定いたしておりますメンバーでございますけれども、弁護士、精神科医、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、それから学識経験者、それから行政機関としては、福祉部門ですとか人権部門等、チームとして構成するというようなことも考えてみたいというふうに思います。これに関しましては予算といたしまして、現在、学校問題解決支援事業という大きな枠の予算がございますので、それを使いながら進めてみたいというふうに思っております。

資料の3をお願いしたいと思います。学校と警察の相互連絡体制についても充実していく必要があるというご意見もございました。現在は、この学校連絡体制、警察連絡体制といえますのは、その県内の国公立、私立学校に在籍する生徒、少年が、犯罪・触法などによって補導された場合等に、警察から学校に連絡するという一方通行の情報システムになってございます。しかし、現状等を見てまいりますと、一方通行ではなくて、やはり連携を強化させるということが必要であろうかということで、双方向の情報交換というものが必要ではないかということで、対応を考えてみたいというふうに思っております。

2番としましては、現在の連絡の内容が警察から学校への連絡事案ということで掲げてございます。

今後ですけれども、3番ですが、充実する連絡の内容ということで、学校から警察への連絡事

案ということを想定してまいりたいというふうに思っております。児童生徒の非行、問題行動及び、これらに対する児童生徒等の被害防止のため、学校長が警察と連絡が必要と認める事案。これは、児童生徒の行動に問題があるものということで、そこに例示を掲げてあるようなものを想定してございます。それから、児童生徒の安全確保及び犯罪の未然防止のために、学校長が警察と連携が必要と認める場合。これにつきましては、被害児童生徒、学校の外からの働きかけに問題があるようなことを想定してございまして、例示として、そこに掲げているようなものでございます。これに関しましては、午後の公安委員との意見交換の中でも、提案といたしますか、協議する事項としておりますけれども、制度拡充のスケジュールとしまして、これから、学校からの意見聴取、制度設計、25年3月には協定締結、それから25年5月から一斉実施というようなものに向けて、進めてまいりたいというふうに思っております。

資料4をお願いいたします。協約の見直しでございます。これにつきましても、先日の知事との意見交換の中でも出てまいっておりますけれども、やはり協約の中に、現在の協約の中にいじめというものにつきましても、柱立てをしていこうではないかというようなお話がございました。具体的な追加部分でございますが、1番の(5)というところで、追加と書いてございます。学校が子どもたちにとってより安心して通学できる場となるよう、総合的ないじめ対策に取り組みます。これについては、語句等につきましても、またご意見等いただきたいというふうに思っておりますけれども、このような項目を加えたらどうかというふうに考えております。具体的な取組といたしましては、資料の8ページをご覧くださいと思います。ここにつきましても、このたび追加したいというふうに考えております。5番、学校が子どもたちにとってより安心して通学できる場となるよう、総合的ないじめ対策に取り組みます。主な取組といたしましては、今まで説明してまいりましたとおりでございますけれども、いじめ対策指針の点検、あるいは改訂、それから心理アンケートといたしまして、QU等の実施。子どもの悩みサポートチームの設置。それから、いじめに悩んでいる子どもやいじめを発見した子どもたちが相談しやすいように、メール等も活用したいいじめ相談窓口を充実するという。あるいは、自殺等の重大な案件が生じた場合に、「鳥取県いじめ問題調査委員会」を設置するというようなことを指針としてまいりたいというふうに思っております。具体的な指針といたしましては、そこに書いてあるとおり、指針を10月末までに改訂すると。それから内部サポートチームを設置する。それから、相談窓口を開設、充実するというような書き方を加えてはどうかというふうに思っております。

もう1枚はぐっていただきますと、参考といたしまして、「鳥取県いじめ問題調査委員会」を設置する。これ参考としておりますのは、担当のほうも未来戦略課となっております。この委員会につきましては、教育委員会の外に置くというように考えております。いじめ問題委員会運営事業といたしまして、第三者の目から設置するというように、これはあくまでも要綱設置で、臨時的に設置をしようというふうに思っております。委員数につきましては、3～5名程度。それから、任期につきましては事案が終了するまで。あくまでも臨時的な形を考えてございます。事務局といたしましては、知事部局のほうに置くというように対応をまいりたいというふうに思っております。以上のような取り組みをするというように、速やかに対応するもの、それから予算化が必要なものということで、これまでのご協議、それから現場での意見交換、知

事との意見交換を踏まえまして、まとめてみましたので、よろしくご協議のほうをお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

○委員長 はい。今回の大津市におけるいじめ、自殺事件を基に、もう一度、鳥取県内のいじめに対する対応の仕方について、見直し、改訂すべきは改訂しようかということの提案でありましたけれども、他の資料で、鳥取県におけるいじめ、あるいは校内暴力等の月例報告というものを見させていただいているわけですが、私は学校現場の先生方やあるいは関係機関のご努力によって、鳥取県においては、それほど陰湿で凶悪な事例というのは、起こってきていないと思っております、これまで。ただ、今後どういう状況が起こるかは想定外のところがありまして、いろいろ万全を尽くして対策をつくるということが必要であろうかと思っております。いま提案がありました、いろいろな対策について、委員の皆さん方。

○委員 Hyper-QUのことで、ちょっと確認させていただきたいんですけど、前回お伺いしたときに、できれば年間3回やったほうがいいという話でしたっけ。何かそんな話がどなたからあったような気がするのですが。

○委員 学校の希望としては。

○委員 3回とおっしゃられましたよね。それで、この2,100万でこれは1回分ができると。それで34校でモデル的にというふうにさっきおっしゃったのは、34校では既に1回はやっているけれども、ということなんですよね。だから、1回できる学校と2回できる学校がということになると、これは結果的にはどうなっていくのですか。

○教育総務課長 既に34校に関しましては、今年度は予算要求をして実施しておりまして、このたび2,100万の予算要求をすることによって、学校の希望によって少なくとも1回はできるというような体制はとっていきたいと思っております。

○委員 少なくとも1回はできる、こういう体制になっていると。

○教育総務課長 はい。

○小中学校課長 失礼します。小中学校課ですけれども、3回できればいいのは非常に理想的でして、それでなくても2回できるとですね、春やったことで子どもたちの全体像が見えますので、その全体像が秋にやって、その集団がどう変わっていったのかということのを、その間のその学校や担任団の取り組みということを実際に見ることができる。それは三重県がやっておられて、目標が具体的に見えますので、子どもたちの位置も見えますので、非常に取り組みやすいということで、さらに欲を言えば、1学期、2学期、3学期とやれば、もっと良く分かるんですけども、最低でも2回やると見えてくるんです。今回はその1回をやることによって、Hyper-QUは特にソーシャルスキルの関係が見えるようなことが普通のQUとは違いまして、それも分かるということなので、使うことによって、本当はやっただけでは分かりませんので、前回、委員長さんがおっしゃった、それを使ってどうするかという、それ全体の中で明らかにして行って、自分たちの、自分の学級がどういう状態かということを実感すると、来年もやろうよというような、その気持ちにまずなっていたきたいというのが第一歩でございます。

○委員 小学校もHyper-QUの必要があるんですか。

○小中学校課長 必要性ですか。

○委員 今QUでしょう、基本的には、小学校は。

○小中学校課長 あると思います。子ども用、全部子どもですけど、1年生から3年生用の分りやすい文言で書いている用紙と、4年生から6年生用という具合に分けてつくっておられまして。

○委員 いま委員がおっしゃったように、同じお金を使うのであれば、例えば小学校の場合はQUのほうがいくらか安かったはずですね、Hyperより。そしたら、それを2回に回数を増やしたほうがいいんじゃないかな。それで、その比較によって、随分と未然防止ということに関しては役に立つんじゃないかということは、個人的に私も感じはするんですね。せっかくここに出すのであれば。だから小中高が同じような別に一律なやり方ではなくても、その子どもたちの学年とか学校によっては、年齢によっては、またそこは対策を変えてもいいのではないかという感じはしないでもない。

○小中学校課長 それもあると思いますが、今やろうとしますと、9月、10月ということになるかと思いますが、それであれば一番いいやつを、一番分析ができるものをぜひやっていただいて、来年度に生かしていただきたい。

○委員 そうか。9月補正だから、とりあえず年度内にまずは1回はやりましょうということで、それを踏まえながら来年度はじゃあ2回なら2回ということにしようかという話に。

○小中学校課長 それから各市町村が、学校側もそれぞれでやっておられるところもありまして、1回目は済んでいるとかいうこともあったり、市町村によっては、この予算を使わないと自分たちも困るということもあるのかもしれないし、そうすれば1回だけを用意すると、あいやすいのかなというふうに思いました。

○委員 学校によって温度差があると思うんですね。もう効果をよく承知しておられるところとかね。まずはちょっとやってみて、県全体でということですよ。

○委員長 要は学校の管理職の先生方が、こういう調査をやっぱりやってみたい、やってみようと、そこからスタートしていたわけですよ。いいものだからこれしなさいと、上のほうからではちょっとそれはね、費用だけかかってくることになりますから。

○教育長 そのね、教員がそのデータ見て分析する力とか、やっぱり読み取る力がないといけないんですね。

○委員長 そうですよ。

○教育長 そちらあたりどうなのでしょうかね。研修みたいなものを。

○小中学校課長 おっしゃるとおりで、やれば良くなるかということではないですので、やって把握して動くということが大事なので、教育センターの教育相談課の指導主事さんもたくさん呼ばれておられると思いますし、校内の34校と申しあげましたですけども、本年度の社会性を育む不登校対策の授業では、先生を実際に招いてというようなことも計画しておりますし、全県にオープンにする会も、もう既に春やっておりますし、後半も1回、そういう会を催したいと思っておりますので、広げていきたいなと思っております。

○委員長 そうですね。この前も学校訪問をさせていただいて、やっぱり先生方の資質、センサーの感度を上げるとか、その辺がやはり校長先生の思いの中にあっただようですから、これはやは

りそうですよね。その職員の研修あるいは事例研究というような、いじめ対策指針の改訂の中に他県の例でも、その事例ですね、どう対応されたかというような事例も入れていただいて、少し研修していただくということも大事ですね。

○委員 こういうまとめとかを見ると、人間の心の中のことがこうやって数値とかグラフになって表れてくるというのが、ちょっと不思議な感じもするんですけど、だから、これがその先生方が学級で日々感じられている感覚とずれてる部分が、何か新しい情報になるというところもあるだろうし、一致してるからいいというところもあるだろうし、というところもあると思うので、ぜひQUをどのように使ったかとかいうようなことの情報共有がうまく行われて、何か研修というか、こういうふうに読んだとか、こういうふうに役立ったとかというのが、いろんな連携が進んでいくと、これに基づく連携が進んでいくと、おもしろいのではないかなと、今お話を聞いていて思いました。

○教育長 さっき小中学校で34校と言ってますけど、これは不登校対策事業の中で、中学校にHyper-QUを入れようと。入れるんだったら、その中学校区の小学校にもやってもらおうということで、そういうことで11学校区で、その小学校24校も含めて、今34校ありますですね。ただ、もともとは不登校というところで始まったものが、今度はいじめというところまで広がってきて、全県的にHyper-QUをやろうという動きになっているわけですね。ですから、不登校のときの会の中でそれを広げていくというよりか、もう少し仕切り直しをしながらHyper-QUを使った教員の子どもの係わり方とか、そういう視点を勉強したりするような会を、やっぱり予算がとったらしていけないといけないなと思いますね。

○委員 なるほどよく心の中を読めるなという部分と、やっぱり読めないという部分が当然出てくると思うんですよね、人間の心だから。

○教育長 そうですね。だから、そのあたりをどうフォローするかというところを、やっぱり議論していく。教員同士がね、議論し合うことが大事だと思いますね。

○委員 やってみるのはいいことだから。

○委員長 本県の23年度のアクションプランの結果でも、不登校、いじめ問題がCがついてましたよね、自己評価の中で。そういう大きな本県の課題があるので、これによって教育長さんがおっしゃったように、本当に子どもの心の中が、この位置によって、やっぱり分かり、早期にキャッチ、早期発見できる、そして個別に対応できるきっかけがここにある。そうでなければ、おとなしい子というのは、どうしても先生方の目にとまらなくて、本当に不登校になってしまっただけから、あるいはいじめが起こってしまっただけでないと分からないという状況があったりするのですが、こういうものが先生方の思いで実施されるようになって、分析の結果、対応がなされるようになれば、いいと思いますね。

○教育長 そうですね。それはぜひ予算要求をお願いしていきたいと思いますし、研修もやる必要があると思います。

○委員長 そうですね。研修も本当に必要ですよ。教育センターのほうにもその辺を頑張って対応していただきたい。

○委員 分析は業者がされるんでしょうけど、それを見る先生が今度忙しいとか、仕事が増える

などか。

○委員長 確かに、それはあります。

○委員 西部でね、前にお話ししました高校で、境高校でしたけど、Hyper-QUを利用すると、子どもたちと生徒と話し合うときに、話題というか、やっぱり心から話しやすい材料があるというんです。非常に話がしやすい。無いと、やっぱり何かから話していいか分からないところもあるそうです、現場では。そういう意味合いで使うということになれば、とってありがたいことじゃないかな。さらに、どうも担任がすべて相談の相手役でもないみたいで、高校ぐらいになるとね、学校の中で自分の信頼できる先生がまた別にいる場合もある。そういう面でも全校的に情報を把握して対策を練るということでは、初歩的ないじめの未然防止ということに関しては、かなり役に立つんじゃないかな。小、中もたぶんね。そういう事前の未然防止ということで、いろんな案がありますけど、やはり初期的な未然防止ということになると、Hyper-QUが一番ベターじゃないかな。あとのことは何とか、やっぱり危機感は当然、大津問題で持っているでしょうから、現場のほうが。じゃあどうするんだと言ったときに、具体的な案はなかなかないと思うんですよ。それならば、このQUという統一したものでやっていただくと、何らかの結果も出て、きっと間違いなく向上はするんじゃないかなと思いますけどね。それを西部で感じました。

○委員 いじめる側からも何かね、ちょっと。

○委員 そういうふうに、やっぱりあると思うんです、共有するものがね、おっしゃるとおり。

○教育長 これね、我々が、この予算をとって全県でやるということは、これは子どもたちにメッセージになりますのでね。大きな重みなんだという、そういうメッセージになりますよね。ずっと7月あたりに知事のほうからメッセージがありまして、我々も8月に学校訪問したりして、その中でまとめたものが最終的には教育振興協約の中に入れようということで、8ページなんです。そこの中にもHyper-QUも入っていますね。そのメール相談窓口、これは結構いろんなところで窓口があるんですけども、子どもたちがいま比較的メールで自分の気持ちを伝えやすいということがあるので、そのいじめ相談に、専用メール窓口みたいなのをつくってはどうかというふうに思います。それから、メールがあちこち来ても、それがやっぱり個人情報というのをどこまでか検討しなきゃいけませんけども、そうした情報が集まってきて、情報を早く分析して、次の手をとれるように、そういう連絡体制もつくっていかないといけないと思います。そういう面で4番目のいじめ相談窓口の充実というのが、私も大事なことだなと思いますけどね。

○委員長 メール、中学生あたりは二十数パーセントでしょう、保有率が。自分のものを持たなくても親御さんのを借りてということではできるわけですね。

○教育長 まあ、家にもあるでしょうし。

○委員長 家にもあったりね。

○教育長 とにかく、いろんなチャンネルをたくさん持つておくのは、大変いいですね、これしかないじゃなくてね。

○委員長 相談体制の充実ということですね。Hyper-QUについて皆さんに。順序は逆になりますけど、学校・警察連絡制度の拡充ということについては、何かご意見はありますか。

○委員 これは高校だけじゃなくて、小中も含めてということですよ。

- 委員長 はい、そうですね。
- 委員 いや、高等学校課というふうになっているので。
- 委員長 この資料の提出は高等学校課になっているけれども、ということですね。
- 委員 内容は小中もですか。
- 委員長 これは小中。
- 小中学校課長 小中学校の関係は市町村が入りますので、市町村の教育委員会と警察との連携ということがありますので、県立学校との情報提供を市町村にも、ほぼ同時に行わせていただいて、考え方といいますか、あるいは意見も何度かやりとりをしながら、実際に県立学校とは違う内容になる可能性もございますけれども、詰めていきたいなと思います。
- 教育長 これは市町村にどのような形で提案したり働きかけるのですか。
- 小中学校課長 もう第1弾で、内々ではメールで中身を、話を、教育局を通じてご意見をいただいて、またそれを警察に返したりとかいうようなことをしております。
- 委員長 もう既に学警の連絡会では、今は一方方向ですけど、小中学校のほうもできているんですよね。それを双方向にということが、市町村がやられれば、可能になるということですよね、県のほうがそこまで介入しなくても。
- 小中学校課長 場合によっては19市町村それぞれと別々の内容を警察と結んでいただくということもあり得るかもしれません。
- 委員 当然、警察はこういうのは皆、了解してるでしょう。
- 小中学校課長 警察は一度に、一気に早く進めたいと思ってます。
- 委員 この内容を同意して。
- 小中学校課長 はい。
- 教育長 今日の意見交換の議論でも出るでしょうし。それから27日に、市町村教育委員会の委員さん研修会がありますので、そのときにも、このいじめのことをテーマにして、少し話をしてみます。
- 委員 職場のほうで、子ども110番って、あれは全県でしょうか。職場に子どもが何か通学時に何かあったら、職場に逃げ込む。そういうのとかは、家庭・地域協力企業という、職場との連携というのも通学途中のこととかもあるでしょうから、結構目を光らせてあげるっていうのはどうかなと思いました。私は智頭町のことしか知らないですけど、全県でやってるんですかね。
- 教育次長 もともと不審者対応でのものですから。
- 委員 またそれとは違うんですか。何かでも、いろんなのを共有してやって。
- 教育長 いじめに限らず、子どもを守るネットワークができてるということですね。そういう視点でね、トータルに子どもたちをこんなことで守られてるよ。だから、何かあったらここに相談しなさいよっていうことをね、やっぱり何か周知をしておくとかね。
- 委員 そうですね。
- 委員 今までの中で、暴力とか、お金にまつわることとかで、十分に違法性が高いのに学校の中で教育的な対応をしていこうということによって、結果的にそれが表に出ないで、いじめがエスカレートするというような事態が起こっていたということに対する反省として、こういう逆の

流れもつくっていきこうということですよね、大きな流れとしては。

○教育長 反省もあるでしょうし、未然に防止していこうということで、この大津のことを境にして、やっぱりそういう議論が高まってきていると思いますね。

○委員 その考え自体は、全く正しいと思うんですけど、ただ現場的には、子どものことを警察に告げるということに対してはためらいがね、やっぱりあるんじゃないかなと思うんですよ。ためらい持ってほしいし。だから、そういう意味では、ここで例を書いているんですけど、かなり明確に指針を、こういう場合にはもう警察に伝えるようにしましょうというようなことの、ルールを明確化というのがあったほうが、現場的にはやりやすいんじゃないかなと思うんですけども、どうなんでしょうね。

○委員 今まで一方通行で、何で双方向でなかったかですよね。いま言われたような、学校の中で教育的な解決を図っていくということもあるでしょうし、それから個人情報をもどの程度警察に伝えていいのかという問題もありますよね。そしてそれを学校長が判断する、ここではそういう案になってますけど、学校長の判断を本当に。

○委員 これは大変ですよ、実際お願いしますと言われても。

○委員 大変だと思いますよ。

○教育長 ですからね、やっぱりその個人情報が提供できるというこの環境が整備されなければいけないし、まずは子どもにも保護者にも、こういうケースにはこういうことになりますということを事前にしっかりと周知して、こういうケースということも具体的に例示した上で、それが逆に抑止効果になるかもしれませんし。だから黙っていて、こっそり実は、何ていうのではなくてね、やっぱりきちんとオープンにシステムを紹介して、どんどんやっていくという。

○委員 警察の前に保護者ですよ。だから当然、保護者に言って相談した上で警察に言うということになっていきますよね。

○教育長 まして密告とかですね、そういうのじゃなくて、きちんと信頼関係の中でやっていただくということが必要でしょうね。

○委員 そうですね。

○委員長 今まで県下の状況で、学校内で教育指導でその恐喝なんかでも解決できている点というのはたくさんあるわけですよ。信頼関係がまだ残っていると思います。ですけども、今の大津のような例、そして少年犯罪なんか凶悪化したりして、だんだんこれからそういうことになった場合には、学校の範疇で解決ができない事例が起こってくるであろう。そういうときにやはり対応策として、学校長以下職員がこういう学警連絡制度を活用しようという意識はやはり、やっぱり我が子を警察に告げるということは、それはとっても苦しいことです。ただ、そういう意識的に他の子も被害から守る観点から、しっかりその辺は学校側が持たないといけない意識だと思います。

○委員 これも何か運用のやり方が、お互いにクリアになるように。

○教育長 そうですね。ここはもう少し、やはりどんなケースかとか、やっぱり委員長がおっしゃるようにね、もうぎりぎりまではその教育力、学校が持つ教育力で子どもを指導していくのがね、大事だと思いますけど。でも、そうはいってもどうもなかなか難しいと、より深刻

な状況になりそうだという前にね、やっぱりそこは保護者と相談しながら連携をとって、こちらから警察にということですね。その判断のぎりぎりですよ。見極めと、それからやっぱり何でもかんでもというわけじゃないので。

○委員 だから、とりあえず一応こういう判断でいきましょうという明確化と、そのボーダー上のケースをやっぱり蓄積して、教育委員会なんかにも情報がちゃんとたまるようにして、こういう場合にはこういうふうに対応しましたということが他の学校でも共有できるようにやっていけば、うまい運用になるんじゃないですかね。

○教育長 だから双方向にシステムが完成したからよしじゃなくて、特に学校から警察に少しきちんと詰めた上で実施していくとかね。

○委員 いや、教育長、今までのパターンを見ていくと、保護者も絡んできますよね。保護者・警察というパターンも、これもやっぱり想定しなくちゃならない。いま皆さんがおっしゃるように、これをちょっと整理しておかないと、世の中の流れを見ているとね、この辺をきちんとした整理をしないと、警察の信頼関係を損なうことになるし。

○委員 そうですね。学校より先に保護者が警察に訴えて、学校が隠しているように言われたりね。

○委員 それで委員がおっしゃるように、こうしましたという例えば前例ができれば、その前例は好例となるように、いい例になるように、全体の学校に対してこういう例もあったのだよということで、逆に。同じ轍は踏まないような感じでしないと、これはやっぱりちょっとナーバスな問題だと思いますね。警察との関係とか、せっかく双方向にするのであればね。

○委員 それも学校と警察だけの関係じゃなしに教育委員会等も同時に連絡が揃ってないと、教育委員会が知らないということでもまた困ると思いますね。

○委員 この大津の問題はまさに保護者と警察の関係で、いろんな問題の中で何となくまだ毅然としてないところもあるような感じがしないでもないですから、難しい問題だなとも思うので、この取り組み方を、その辺をよく考えられたらいいかな。

○教育長 そこにありますように、本当に非常に極めて重大な犯罪とか、子どもの命にかかわるというようなところですよ。それがやはり教員の活動をしながら、未然に防いでいくということも必要ですけど、何でもかんでもというわけにはならないと思いますね。その辺もちょっと詰めさせてください。

○委員長 これも必要ということでもよろしいですね。子どもの悩みサポートチーム設置もよろしいですね。

○委員 これも考え方は全然いいと思うのですが、じゃあ実際どのように動けるのかといったときに、そのケースの想定がちょっとあったほうがいいんじゃないかなと思っていて、どれぐらいの場合だったらこう呼んでほしいのか、必要なかという。今までの流れだとやっぱり学校内で処理をすべきだ、したいという、それも最もなんだけれども、でも一方で早い段階で外部の人が入ったほうが良かったのじゃないかって振り返ったら思われるようなケースもあると。そうだとすると、これなかなかその想定1で、例えば学校のほうから声があがるということは、あんまりないのかなという気もするのですよね。分からないですけど。でも、どうやって動くのだから

うというのが、このチームがつくられること自体は全然いいと思うのですが、どのようにこのシステムが起動していくのだろうかということについては、何かちょっとよく分からなくて、必要なケースで動けないということが起こるのではないかという気もするのですね。

○委員長 私、東中西に何ていう名前ですか、スクールソーシャルワーカーじゃなくて、警察官の退職なさった方が。

○教育長 スクールサポーター。

○委員長 スクールサポーターとして東中西にいらっしゃいますね。やはり各学校こうやって循環しておられますから、学校側としてはそういう方にまず第一声は相談しやすいんじゃないかと思うのですよね。そこをきっかけ、切り口としていけばどうかなと思ったんですよ。

○教育長 実際はね、この大津のようなことになっちゃだめなのです。学校で起きたいじめというのは、これは市町村教育委員会に行きますよね、必ず行きますよね。それに基づいて市町村教育委員会はほとんどがその事実確認に学校に行きますよね。またその結果は毎月各教育局に挙がってきますよね。その中で、常にこの学校の情報が市教委に行き、月に1回県に挙がってくる中で、やはり問題のフレームを見た場合に、これは非常に深刻だなと、やっぱり手を焼いているなと、やりとりしていると分かりますよね。その中でこれはその通常のパターンと違うなということで、やはりその支援チームも送らないと解決できないだろうと、こちらも思いますよね。そういうときにはやっぱり話し合っ、どうしましょうかということで、やっぱりじゃあ派遣をしましょうというふうになるんだろうと思いますね。

○委員 じゃあスイッチは押せるということ。

○教育長 はい。ですから、学校と市町村教育委員会は今のところは19市町村すべてきちんとやりとりしますし、挙がってきていますから、その中で我々も情報を取捨選択しながら、相談も持ちかけられるでしょうし、あるいは向こうもあるかもしれないし。だから待っているのではなくて、むしろ逆にどうですかということをおね、こちらから投げかけていけないですね。

○委員長 はい、ということです。だいたいそのいじめに対する対応について、ここに案が出ておりますが、このようなことでよろしいでしょうか。何かご意見はありませんか。

○教育長 あと、一昨日の常任委員会の委員さんのほうから、いじめで自殺したときに、その保護者の方がなかなかその子どもの変化に気づいていないというようなのがあるということで、何で死んでしまったのだろうと、死んだ原因が分からないということで、まさかということで、少し議論になりましたけれども、中学生という思春期の段階というのが、あまり自分の弱いところを見せたくない、見られたくないというところで、いい格好をしようとしている、元気なふりをしていると。でも実はもう大変な思春期を、こんな時代ですから、でも親はなかなかそれに気づかない。ああ元気だなということでね。そうなったときにね、やっぱり保護者に子どものサインに気づけるような何かメッセージを送る、お子さんの変化に気づいていますかとか、そんなことも意識を喚起するようなものをつくってみてはどうかというような話もありました。そう思うと、皆さんも中学校の時代はいろいろな中学生時代があったと思うんですけどもね、やはり不安定な時期ですよね。小から高の間、そこの中であって、我々以上に子どもというのは、非常に複雑な心の動きをしていると思うので、この変化を親とか周囲が気づけるような何かハンドブック

みたいなの、関心を高めたくなるものをつくってはどうかという話もありました。いじめ対策指針をつくるのと同時に、保護者にもそういう観点で気づいてほしいなということも、どこかやっ
ていく必要があるのかなと思ったり、それからこの前、教育審議会がありましたよね。その多くの親は「お前、いじめられとらへんか」と、いじめられてないかと聞くのだけでも、自分のところは「お前、いじめてないか」という聞き方をするとおっしゃっています。なるほど、そうだなと。みんなが「お前、いじめられてないか」と聞くけれども、「いじめとらへんか」という形で親が子どもに聞くということはあまりないですよ。そういうこともあるのですが、これまでの自殺ということの背景を踏まえると、見てみると、親が気づいてないということがあれば、もう少し我々としても、例えば家庭・地域教育課とか人権教育課なんかと協力しながら、小・中協力しながら、何かできることは情報提供して、考える機会、我が子を見直す機会、関心を持って見る機会とか、振り返る機会、そういうのをやってほしいなっていう気がするのですけどね。

○委員長 そういうのを出していくことはいいことだと思うんです。私も何かの原稿に書いたのですが、やっぱり昔、子どもの頃に「人いじめんなよ」とか、「悪いことすんなよ」とか「迷惑かけんなよ」というのを口癖のように祖父母とか、親からはあまり聞きません、祖父母から聞かされると、ああいう時代がありました。そういった子育ての一つとして、今のいじめに気づく目ということも含めて、何か小さいこういったパンフのようなものをつくって、どれだけ見られるか、見ていただきたいですけどもね。一つのきっかけとして作成するのもいいと思います。

○教育長 いじめ対策指針はどちらかといえば学校向けですのでね。もう少し思春期の子どもたちというところに焦点をあてた、親の子どもの接し方、見方とか、ちょっと検討させてみましょうか。

○委員 これは、子どもということに特化するのか、その世代を超えた自殺防止とかという流れもあるじゃないですか。そういうものとすれば、それは知事部局の話になるんですよ。この辺と連動させるということになるんですか。

○教育長 そこもちょっとまだ何ともあれですけども、日本の社会問題として、自殺者増がありますよね。日々、家庭の中でまず親が子どもに接するという観点で、まずはその観点で。

○委員 保護者に何かアクションすると。

○教育長 アクションといいますか、日々接している子どもさんでも本当に内面は見えているのかとか、あるいは子どもさんの変化に気づいていますかとかですね。

○委員 それを調べる。

○教育長 いやいや、調べるんじゃなくて、親に、保護者の方にそういうことをアピールして、いつも以上に子どもに対して関心を持ってもらう。最近話してないけども、元気なふりしているけれども大丈夫だろうかとか、そういう振り返る機会を持ってもらって、我が子と接してもらうといいのかな。

○委員 難しいですよ。だから全然やることに対してはいいことだと思うんですけど、どういふふうに言ったらいいんだろうとか、せつかくつくるんだったら見てもらえるようにということになるんだけど、どんなふうにしたら気にして、「あなたは自分の子どもを気にしてないですか」と聞かれたら、「いや、気にしているよ」と大抵の親は答えると思うんですよ。もうほとんど

ど9割以上の方が「もちろん気にしているよ」「見ているよ」「声かけてるよ」と答えると思う。でも、実際その子どもが自殺するというようなケースがあって、そうするとどんな親でもやっぱり悩むし、元気だと思ってたし、俺は何で気づかなかったんだろうと思うんですよね。そうしたときに、じゃあ振り返ったときに、どういうふうに関心していたら気づけたんだろうというと、「やっぱり分からない」という答えもあり得るんじゃないかと思って、だから全然、有効性を否定するわけじゃないんだけど、どうしたら、どういうふうにしたらいんだろうなと思うんですよね。

○教育長 ですから、一般的に思春期の子どもに対する接し方というのではなくて、学校が始まって、また長期間離れた者が集まるわけでしょう。その中でまた新たな人間関係が出てきますよね。その中でこれまでの関係が変わるかもしれないし、いろんなまた新しい人間が出てくるかもしれないし、そういう中で子どもの変化に気づいてねというメッセージも含めて、我が子の変化に気づいてくださいよということを、特にこの9月から秋口にかけてメッセージを出すということもいいのかというふうに、この前の常任委員会を受けて、そういうことを考えたので、いま話をさせてもらっています。

○委員 ポスターとかチラシとかCMとか、そんな感じですか。

○教育長 また9月3日にありますので、もう少し原案を詰めてお話ししてみたいと思いますので。

○委員長 では、この協議事項1については、だいたいこの内容でよろしゅうございますか。

○委員 ちょっと一ついいですか。一つだけ、すみません。最後の9ページの未来戦略課のものなんですが、まさに大津の問題を参考にしていただいていると思うのですが、委員会の概要の委員数、3～5名の一番下段のところの、「保護者の希望等を尊重し、委員選定を行う」というふうに書いてありますけど、これは中に入るんですか、やっぱり。

○教育総務課長 これについては、いま未来戦略課の案として、このような、あくまでも今回の分については、教育委員会の立場とは違って保護者のほうに軸足を置いたような仕組みをつくりたいということで一文書かれておりますので、そこを強調するために。

○委員 あれは、私、個人的かもしれませんが、保護者がああいうふうになったというまでのプロセスが、学校側にも随分、対応責任があって、ああいうふうになったんだということでは、非常に悲しい例だと思っているんですけど、保護者に軸足を置くのは分かるんですけど、何かこれをこのまま文言として載せるというのはちょっと抵抗あって、どうなのかなというのが。触れるのに一番ベターなのかもしれないけど、触れない方法というのがないのかなという感じがしたので。

○委員 大津の状況に迎合的な感じ。

○委員 迎合的な感じだね。じゃあ鳥取でもきっと大津のような悪い例が出るのかなみたいなイメージがあって、何かこう、何かひっかかる場所があるんですよ。鳥取は違うぞというようなところもあってもいいんじゃないかと思えますけどね。

○委員長 そうありがたいし、今までも違ってきていると思うんですよね。やっぱり地域が温厚だね。ただ、いつどこで大津の事例が起こるとも分からないと、そこを私たちは心配しているわけ

ですよ。

○委員 問題が起こったときに、じゃあ保護者の方に「どうぞ、この中の委員を選んでください」ということも実際に起こり得ることもあるということですね。

○委員長 あるし、選定できなくて、お任せしますと、お願いしますと言われることもあるでしょう。

○教育長 大津の場合には、そういうふうに保護者の方がおっしゃっているのですが、そういう意向がおおっているんですけども、でも、これまでもそうした報告書なんかを見て、遺族の方が納得されているというケースはそう多くはないですよ、新聞で読んだ限りではね。例えば、原因は家庭問題にあったと書かれたりということも、じゃあ家庭問題について私は一切インタビューも受けてないし、いろいろ調べてもない。何で私から聞かなくて、家庭問題と勝手に言ったとか。そうした多くの課題に対して、やっぱり学校が、あるいは教育委員会が、そして県がどう説明責任をきちんと果たせるかという面でいうと、やっぱり保護者の意向を踏まえた形で調査が進むということを出しておいたほうが、やっぱりいいのかなと思うんですけどね。

○委員 細かいんですけど、だとすると、でも委員がおっしゃることも分かる。いま「保護者の希望等を」、「を」になっているじゃないですか。「を」になっているんだけど、これを「も」にすると、ちょっと感じ違うんだけど。要素の中の一つとして、これらも入れますというね。だから、第三者機関だから、あんまり保護者寄りになってもおかしいですよ、これも。だから、そこら辺を思うんですよ。

○委員長 そうですね。

○教育長 そうですね。

○委員 細かいことですけど。

○委員 そうですね。調査する委員会ですから、保護者も調査の対象になり得るわけですよ。

○委員 そこら辺はちょっと、また志望とは違うんだけど、どっちかという志望的なニュアンスで考えるんだとすると、というところもあると思うんですけどね。

○教育長 だから保護者が、本当にこのメンバーだったら恣意的になりそうで、本当に保護者の意見を聞いてくれるんだろうかということの不安を抱かせないような陣容であるべきだということ、そうした意向も尊重しながらでしょうね。そういうニュアンスだと思いますけどね。

○委員長 ということで、「希望等も」ということで。希望を伝えてくださればいいんですが、委員さん、いいですか。

○委員 私は鳥取県の教育がこんな問題になることはないと思って、そういうふうに話すだけであって。

○教育長 じゃあ未来戦略課に伝えますので。

○委員 網羅するということではいいのではないですか。

○次長 まだまだこれも、たぶん予算がいる話になると思いますので、議会等のご意見もたぶん聞かないといけないと思います。事前に今日のご議論を未来戦略課に伝えたいと思います。

○委員長 知事部局のほうは、条例化までと考えておられたわけですから、いろんな思いはあるんですけども、教育委員会としての思いというのは、また伝えていただきまして、よろしくお願

いしたいと思います。では、協議事項1、これにて。

○教育総務課長 はい、それでは、最後といいますか、この協約につきましては、今後、締結の作業に入らせていただきたいというふうに思います。来週、市町村と教育委員さんとの意見交換を踏まえまして、できれば文言等の修正なりを知事部局のほうと話をしまして、早い時期、早ければ8月中にでも協約を知事と委員長との契約を結びたいというふうに思っております。それで、それにあたりましては、この当初の協約につきましては、協定を結ぶ際に調印の式を設けましたけれども、今回一部改正という形になりますので、事務的に進めさせていただければよろしいかなというふうに思っております。また何かご意見等ございましたら、教えていただければと思います。

○委員長 これはいつ頃までにとということになりますか。

○教育総務課参事 知事部局のほうの意向としては、なるべく早くということで、可能であれば8月中でもということですが。

○委員長 では午後のあたり、その追加項目の表現の仕方も含めて、ちょっと今日のうちに検討しておくということになりますね。はい。では、協議事項1で午前中が終わりました。午後は協議事項2を2時10分から開会ということでよろしいでしょうか。

○委員長 ということで午前中の部を終わります。お疲れさまでした。

休憩

○委員長 続きまして、協議事項2に入りたいと思います。説明をお願いします。

[公開]

協議事項2 平成24年度全国学力・学習状況調査の結果について 小中学校課長 説明

○小中学校課長 はい。協議事項2の平成24年度全国学力・学習状況調査の結果でございます。1番の実施状況につきまして、これは以前ご説明申し上げましたが、4月17日に実施いたしましたのは抽出調査、抽出校でございます。希望利用校も同時に調査いたしましたが、希望利用校の数字はこのたびの資料には入っておりません。抽出率は小学校が41.6%。内訳は137校分の57校でございます。特別支援学校の小学部等が入っております。それから中学校が56.9%でございます。65校分の37校でございます。教科の概要でございますけれども、国語のA・Bと算数A・B、理科はA・B合わせて理科として実施をいたしました。真ん中の表は以前見ていただきましたけど、国語のA・Bは全国平均を上回っておりますが、小学校6年生の場合、算数A・Bと理科が全国平均を下回っておる状況でございます。赤字でマイナスとして書かせてもらっております。下のほうの国語A、主として知識、A問題は主として知識でございますが、17問。ページをめくって一番上に国語B、11問。主として活用ということで、11問という具合に、問題数はそう多くございませんが、各教科によりまして問題の数がそれぞれ違っておる

というところもございます。国語Aに戻っていただきますと、17問ありますが、全国に比べて+1.6ポイント上回っておるということですが、比較的できておる問題の代表例で、赤という漢字を正しく筆順に従って書くというところが全国よりも4.8ポイント高いというところ。あわせて、「新しいビルを建築する」という「建築」が、これが0.9ポイント低い。建築が読めない。そういった具合に見ていただければと思いますし、特に太字のゴシックのところは全国平均よりも下の部分、特に顕著なものをゴシックにさせていただいております。国語のBでございますけども、これは複数の記事を結びつけながら読むとか、事実を基にして自分の考えを持つとかというところですね。このあたりが多少低いというところ。国語関係の質問紙ということで、特に好きだということ、国語が好きだ、3.5ポイント。読書が好きだ、2.5ポイント。ですけれども、段落や話のまとめりと内容に理解しながら読んでいくというところは3.0ポイント低い、そういう具合に書いております。

算数ですが、算数のA、全国平均よりも上の問題が11問、未満の問題が8問ございますが、未満の問題のところの一番最初に太字で載せております、少数の減法をする問題、これは「 $4.6 - 0.21$ 」という実際の問題ですが、この4.6のこの点の位置、0.21の点の位置が合わせられなかった。あるいは6と1を末尾を合わせるとか、4と0.21の0を合わせるとか、そのあたりを合わせて小数点をまた合間のところに置いたというようなミスが、どうも解答累計を見ていきますと、見えてまいりまして、このあたりを今回の6年生苦手にしておりました。ちなみに太字ではないですが、平均正答率が全国平均より高い問題で、十進位取り記数法、具体的には「596の100分の1の数を少数で書け」という問題が3.2ポイント高いです。これは、むしろそういう聞き方のほうができるというところが、ちょっと認識が逆のような気がするんですけども、実際の誤答の分析等をもうちょっと進めたいなと思います。算数のBにつきましても、太字のところ大きく自分の考えを式に表していくようなところ、こういったところが7.3ポイント低いですし、理由を記述するというところ、特にここも低くなっております。算数の質問紙で特に顕著なのが、算数の勉強が好きというのが3.9ポイント低い。授業がよく分かるというのが2.5ポイント低いところがございます。国語はまだ好きだったんですけども、算数はちょっと好きでない傾向が見えてきております。

理科でございます。A・B共通問題ですが、主として知識が7問、主として活用が17問。知識のほうの問題の「物は形が変わっても重さが変わらないことを理解している」、これは5.9ポイント低いですが、実際は氷砂糖を細かく割ったものの重さと元の重さが同じかどうかという、これは同じですけども、ここに5.9ポイント差がついておりますし、主として活用の17問のところ、「物は水に溶けても重さは変わらない」、これは氷砂糖が水に溶けて重さが変わるかということを知っているんですけど、これが活用として仕分けているわけですけども、これも変わらないのが答えですが、違う答えを書いた。これも混乱しているというところ。これも質量保存の法則が分かれば、追いかけることではないかなと思うんですけど、こういったところが合っていくと、ぐっと成果としては、数字としては上がっていくという具合に思っておりますけども、理科の場合は、理科の勉強好きが1.2ポイント、全国よりも高いです。それから社会に出たときに役に立つと思っている子も全国より2.2ポイント高いのですが、観察や実験の計

画を立てているというのは3. 0ポイント低いですし、将来理科の関係、科学技術の関係につきたいと思っている子も低いです。これは全国よりも低いです。中学校3年生ですが、中学校3年生は全教科とも全国平均を上回っております。顕著な部分でいきますと、国語Bの太字にしておりませんが、資料に書かれている内容等を明確に伝わるように書くとか、自分の考えを書くというあたりは、これは全国に比べて高いです。中3については、実際に文章を書く問題等を一番苦手にする部分ですけれども、課題にしてきた部分ですけれども、これが成果がだいぶ上がってきているところがございます。ですけれども、中3はですね、国語の勉強が好きかと聞かれて2. 0ポイント好きでないです。全国に比べて低いです。できているからといって好きということでもないというあたりが複雑な部分もございます。

数学です。数学もおもしろい問題がありまして、数学Aで簡単な場合について確率を求めるといふ、これは全国平均以上の問題だったのですけれども、太字にしておりますのがとってもよく似ておる問題で、やっぱり確率の問題で、これ4. 1ポイント、この差は一体何なのかと思いましたが、4. 1ポイント全国よりも低い問題は、硬貨の裏表ですね。コインの裏表を1回目表が出た、2回目も表、3回目も表、4回目はどっちの確立が高いかなという問題が出てきておるんですけど、これ何回目でも2分の1なんですけど、そこにひっかかっているのがこの4. 1ポイントです。上の6. 1ポイント高いのは、これは1、2、3の数字が書いてあるカードがありまして、2枚同時に引きなさいと。2枚とも奇数の確立を求めなさい。これは1と3しかありませんので、3通りしかありませんので3分の1なんですけども、これはできているんです。こちらのほうが思考が難しいかなと思うんですけども、一定の手続きを踏んだ思考はできるんじゃないかなと。ですけれども問題に慣れてない部分、あるいは思考を揺り動かされた部分では、ちょっと動揺している。これは問題に慣れてないのか、まだ認識が曖昧なのか、その辺も追及しないといけないなと思えますが。

それから数学Bです。ずっと課題にしておりましたB問題ですけれども、太字のところでは事柄が成り立つ理由を示された方針に基づいて説明するという、この問題が4. 2ポイントですが、これは要するに連続する3つの自然数の和は3の倍数になることを証明せよということで、 $N + N + 1 + N + 2$ という、もうそこまで書いてありまして、これをずっと続けて証明せよという問題なんですけども、これは苦戦をしておるわけです。ですけど、その次の問題で、ここに書いておりませんが、連続する3つの偶数だったらどうなるかというのを聞いているんです。こちらのほうは何もヒントがなくて、 $2N + 2N + 2 + 2N + 4$ ですよね、偶数をずっと並べていくということは。で、これを答えさせて、6の倍数になりますよね、というのを導き出す問題は+0. 6ポイントで全国並みよりちょっと上、そちらのほうが難しいと思うんですけど、何でそういうところにひっかかかって、証明する、説明する段取りを終えてない部分というのがあるのかなと、そんなところまで1週間~2週間見ていってまいりました。それから低いものとしまして、ここ結構ポイントかなと思えますのが、もっと簡単に解く方法がないか考えるかどうか、4. 7ポイント。よく分かるというのも3. 5ポイントということで、数学はそのような感じですよ。

理科は太字にしてあります。電流計の読み方の技能、これは針が電流計を示しているのですけど、その読み取る問題で、218が答えですが、219でも220でもいいようになっており

ますが、そこを読み切れていないところがございます。あとは電流関係、この辺で苦戦をしているのが分かりました。それから全国平均よりも低いところで、疑問について人に質問したり調べたりすることが低いですし、普段の生活の中で活用をしているかどうかというあたりも低いです。

今後の対応につきまして簡単にまとめておりますが、プロジェクトチームの大学の先生方、専門家にお世話になるものと、それから小中学校の教育研究団体、校長会から推薦を受けまして、専門家の先生方、教科の堪能な先生方に入っただいて、あと事務局と一緒に分析を始めております。分析の観点としまして、4点ほど挙げておりますのは、得点の分布状況、上位層と下位層、またあとでグラフを見ていただきます。得点分布と学習習慣と意欲等の相関関係がないかどうか。過去の問題に類似問題を見つけて、その類似問題の正答率を追いかけていきたいと思えます。全く同じ問題がない分がありますので、どこまで追いかけるか分からない部分もございません。

7ページにグラフ化をしております。ここから先は、初めてつくって、初めてご紹介する内容でございます。7ページは小学校の算数Aの問題ですが、福井県と比べてみました。福井県は、これまでも何遍か行き来をして、ある程度福井のモデルを目標にしているというような意味で、福井県を参考にさせていただいています。福井県に対して大変恐縮なのですが、福井県はピークが16問目にピークがございます。これは平均点と申しますか、何問合っているかという具合に見ていただくと、何問合っている子どもたちが何人ぐらいいるかという具合に見ていただくといのですが、それをパーセントで表して、福井と鳥取を同じ尺度で見っております。鳥取県は15問正解をしている子どもたちが一番多いです。福井県は驚くべきなのは16、17、18、19問全部であります、正解している18問の子どもたち、このあたりが非常に多いです。層が厚いです。鳥取県はどの辺が多いかとい申すと、9問目のところにちょっと一つ小さい山があります。9、10、11、12、13あたり、この中間あたりの子どもたちが本当はもうちょっと伸びていかなければいけないのかなと思っておりますし、これが算数Aの顕著なところ。めくっていただいて、算数Bはもっと差が広がっている気配がしております。11、12、13問正解の、1つか2つか間違っていないような子どもたちが福井県に非常に多いです。鳥取県は9問を境にしまして、万遍なく福井県よりも多い4、5、6、7問あたりの正解者、このあたりがもうちょっと上に、算数A・Bともに1点ずつ動けば大きく違ってくるかなと、それが大変だとは思いますが、そういった違いがあるかなと。

もう一つ、小学校の理科でございますけれども、これも問題数が多いので、余計に差が広がっている気配を感じます。算数よりももっと顕著に差があります。18問目以上が福井県はやっばり多いです。鳥取県の場合は、8、9、10、11、12、13、14というこのあたりにあるところが、もう1問、2問正解をしていかなければいけないところかなと思っております。

それでは10ページをご覧ください。ここからは子どもたちに直接質問をしたものを福井県と比べてみたものでございます。特に顕著なものをピックアップしております。上の段に選択肢1、下の段に選択肢1と2を足したものとしております。選択肢1が当てはまるものですが、選択肢2というのがどちらかと言えば当てはまるというようなことで、4段階で書いてもら

っておりますが、選択肢1・2でだいたい工程的な大まかな傾向が見えるかなと。選択肢1が「当てはまる」とはっきり書いている子どもたちだという具合に見ていただければと思います。10番のテレビ、ビデオを鳥取県の子どもが福井県よりもやはりよく見ております。中には4時間以上テレビ、DVD、ビデオを見ている子が22.6%ということは、4分の1近くですね。福井県も結構見ているわけですけど、やはり鳥取県よりも少ないです。1・2合わせると42.7というのは、全国と一緒です。それから14番は勉強をどのぐらいしているかということで、結構、福井県よりも勉強をしております。全国に比べれば、若干低いですが、福井県よりはしている。この辺まではまだ鳥取県が優位にきます。

○教育長 ちょっと待って。その、選択肢1+2とあるが、これの例えば10番の選択肢1+2ではなくて、これは選択肢1が4時間以上で、選択肢2が3時間以上だろう。だから1+2じゃない、これはね。

○小中学校課長 そうですね。4時間以上、全部まとめたのが22.6と福井の21.0です。

○教育長 通常、例えば19番なんかだったら、1が当てはまるのですね。2がどちらかなので、その1と2を足したものが、例えば19番は92.3になるし、だけど10番と14番については、足したのではなくて、1のほうは4時間以上で、2のほうは3時間以上ということなので、だからその選択肢取らないといけんね、10番の下のほう。

○小中学校課長 そうですね。選択肢1+2は正解じゃないです。すみません。

○教育長 だから14番も選択肢2だよ。

○小中学校課長 はい。選択肢1と2ではなくて、2時間以上という意味です。

○教育長 そうだよ。

○小中学校課長 はい。申し訳ありません。

○教育長 選択肢いらないんだよね。

○小中学校課長 選択肢1+2が10番と14番については間違いです。大変申し訳ありません。

19番を見ていただくと、鳥取県の子どもたちは夕食を家族と一緒に、全国や福井よりも一緒に食べております。それから23番も福井県よりは計画を立てて勉強をしています。全国と比べて低いですが、福井県はどうしてこれで高いのかというところがこれから出てきますが、24番が福井県は高いです。宿題をしている。これは福井県の特に選択肢1が当てはまると自信を持って答えている子は、全国平均や鳥取よりも高いです。予習や復習は、見ていただくと福井県はそんなに高くはなくて、26番の復習は鳥取県のほうがむしろ頑張っております。よくしている。宿題は福井県に負けてますけど、復習する意識は鳥取県の子どもたちのほうがある。インターネット等、グループで調べるとか、そんな活動は福井県のほうが高いです。それから41番は自分の考えを発表する機会が与えられると思うか、42番の友達との間で話し合う活動をよく行っているかというあたりは、福井県よりも鳥取県のほうがリードしています。これは教員の工夫といいますか、学校の工夫がここ表れて、いろんな授業を仕組んでいるなということが表れているのではないかなと思って、いいほうに、そういう具合に解釈して見ております。44番、これはちょっとまた変わった質問でして、文章に書いたりするのは難しいと思いますか、難しいと思うという答えが福井県が64.9。鳥取県はそんなに難しいと思っていないんですけど、福井県のほ

うが上位にいます。このあたりも複雑なところですよ。

45、46、47、これが国語の3セットといえますか、勉強が好きか、大切だと思うか、よく分かるか、というあたりは、福井県が高いものがありますが、国語については鳥取県も好きですし、大切だと思っております。特に好きだということが高いです。特に48番の読書、これは鳥取県好きです。

49番の役に立つと思うかということ、福井県は非常に高いです。この49番と同じ問題だけでもちょっと追いかけてみたいと思いますので、めくっていただきますと、62番を見ていただきますと、今度は算数の授業が役に立つか。これ鳥取県よりも福井県のほうが高いんですよ。全国よりも高いです。同じく73番に理科の授業、これは社会に出たときに役に立つか。これも福井県が高いです。このあたりの将来役に立つということが根付いているあたりにも注目させていただきます。

55番に、ここに解答を文章で書く問題についてどのように回答しましたかという問題があります。これは複雑な答え、選択肢1だけを書いておりますが、この選択肢1は最後まで解答を書こうと努力したという子どもたちです。選択肢2は途中で諦めたという選択肢があるんですけど、福井の子どもたちは諦めずに書こうとしています。この系統の問題が66番にもあります。今度は算数で書く問題を最後まで解答しようとした、福井県は80.0%です。同じく一番下の81番、理科の問題、これを書くように努力した、82.7%です。このあたりが鳥取県と、理科については10%近く違います。諦めずに書こうとしている、このしぶとさが、ちょっと違います。

56、57、58、先ほど国語で見ました、好きか、大切か、良く分かるかというところの算数については、全部福井県に上をいかれております。理科も同じように67、68、69、好きか、大切か、良く分かるかというのも、ここも大きく差を広げられております。

という傾向は中学校でも同様の傾向がございます。特に中学校では10番のテレビ、ビデオ、DVDを見ているかというのは、中学校は中3も受験を控えておるわけですが、3時間以上見ている子が33.2%。これだけ見ていたら勉強時間はどうなるだろうかということをご心配します。14番で勉強時間はだけど福井よりも上だと、この辺から、もしかしてテレビ見ながら勉強してないか、そういう傾向はないだろうか、そういう項目はないんですけど、自分の子どもを見ているとそういう傾向があったなと思いつつながら、その勉強時間の質ということが出てくるかなと思います。

宿題、中学校になっても24、25、26の宿題、予習、復習というところは、福井県はしっかり宿題を出して、子どもたちはそれを宿題をしているという具合に答えておりますし、差がついております。あとは若干似た部分がありますが、46番の大切だと思うというところ、これは鳥取県は健闘しております。福井県よりもリードしておりますし、次のページの55番の最後まで解答を書こうと努力するか。それから66番の数学の関係も書こうと努力するか。一番下の81番の理科の関係、最後まで書こうと努力するか。やっぱり中学生でも福井県のほうがしぶとく問題に関わっています。このあたりの粘り強さというのが、小学校、中学校共通で鳥取県はちょっと差を広げられているところがございます。

続きまして、今度は学校質問紙というページがございますが、上の段が小学校、下の段が中学

校で顕著なものを集めておりますが、17番の小学校の読書、朝の読書は鳥取県が圧倒的と言ったらいけません、読書の時間を設けて充実しております。それから思考を深めたりするような発問や指導、これも鳥取県の選択肢1・2は多いです。ですが、択肢1だけに行くと、ぐっと福井県に追いつかれております。このあたりの徹底した部分というのが、まだ甘いのかなと思います。

23番、児童の発言や活動の時間を確保して授業を進めているかどうか。これは鳥取県の20年度と比べていただきますと、20年度の鳥取県は33.8、鳥取、43.0に上げております。これは、福井県に追いつこうということで進めておる、あるいは少人数学級にしていった成果、意識の成果、新規事業の成果が出ているのかなと思って見ております。

それから76、79、これセットで見ていただきますと、国語の宿題を与えて、79番はその課題をよく評価したかということです。福井県は100%与えて、96.8%しっかり見ております。その下の段の80、83というのは、算数の関係で100%出して、96.7%やっぱり見ておりますし、理科については、あんまり宿題は出してないんですけども、出したら95.1%見ているというあたり、このあたりの理科については、かなり福井県と差があると見ております。92番は、授業研究の関係で、講師を招聘するような校内研をやっているかということで、鳥取県は非常に頑張っていて講師を呼んで授業研究会とかやっております。これは、福井県を見ていただきますと、福井県の20年度と24年度、やはり福井県もそういったことを工夫し始めている、しているというところが見て取れます。鳥取県は非常にそういう努力をしている。

中学校を見ていただきますと、中学校17、22もよくやっております。23番も鳥取県の努力が20年度からぐっと伸びていっている。2倍以上伸びていっているのが見て取れると思います。

73、76のこのセットも、福井県は中学校でもしっかり宿題を出して、宿題をきちっとチェックをしている。数学も理科もそうですが、中学校の鳥取県の理科の場合は、やはりちょっと差がございますが、89番の授業研究をしているというのは、中学校の場合もかなり努力をしているというところが見えているというようなところで、子どもたちの像としましては、家に帰ってテレビもビデオもDVDも見ただけでも、結構時間はかけて勉強している。福井県よりも時間をかけている。一緒にご飯も食べている。ですけども、質が、その中の質がどうなのかということが問われている。

学校現場も、授業研等、いろんな工夫をしている。授業の中でも工夫が見られる。けどもその中身がどうなのかということが、いろいろ課題になってきているというところなんです。福井県の顕著な部分は宿題をかなり出して、宿題のチェックをしている。鳥取県はそこまでではないですけど、子どもたちは復習をしているという意識があるというところがございます。最後につけている分析と検証ですが、これは発表になる全国学力の結果が出る前から考えておりましたものですが、プロジェクトチームをつくりまして、具体的なお名前も入れさせていただいて、ワーキンググループをつくって、原案をつくって、大学関係者にも見ていただきながら、質問紙を見ながら進めているというところなんです。スケジュールとしまして、裏のほうに、もう始めておりますが、ワーキンググループを始め、プロジェクトチームを始め、実際のこの日にちに書いてあること以

外にも詰めまして、9月中旬にリーフレットをつくりたいなと思っております。実際に話に出た内容は、記述のいろんな学校現場の視点を入れて分かりやすいものを、リーフレットをつくりたい。あわせて教科だけではなくて、生活とのつながりのあるものの記述を何かつくりたい。宿題でありますとか、あるいは礼儀作法でありますとか、時間の使い方でありますとか、そういったものをつくらないといけないなと、授業だけではないなというようなことも意見が出ておりました。以上でございます。

○委員長 この協議事項というのは、この結果について、妥当かどうかということ協議するわけですか。

○小中学校課長 何かご質問や、あるいは方向性等も、もしご示唆いただければありがたいと思います。

○委員長 ということで、ご質問等ございましたらお願いします。

○委員 何を学ぶ、学ばばいいんでしょうね。

○小中学校課長 はっきり分かりましたのは、公式とか、何といいますか、理論といいますか、因果関係と根拠といいますか、実験のその意味といいますか、そういったことがしっかり入っていない傾向というのがあるんじゃないかなと思います。

○委員 さっきの理科の例でいくと、氷砂糖を小さく割ったときにとかって、生活実感でいくと、小さくしていくと、粉が飛んでいって減るんですよ、確実に。あるいはコインとかも、こうやってずっと続けて表が出たら、次も出るような気がするとかという生活実感なのかなと思うんですよ。だから、その何か試験ということでやっている問題解いている分量が少ないというのが一つはあるんじゃないかなと思ったんですけどね。

○教育長 そういう問題の慣れとかね、いろんな面で揺さぶられて、ああそうだ、こうだと試行錯誤しながら、そういうトレーニングが欠けているというのはあるかもしれませんね。ですから、いわゆる理解力が劣っていて、かなり福井との差があるんだということじゃないと思いますね。もう少し時間かけてね、やっていけば理解できると思うけども、でも問題を解く時間もあまり十分だったということも言っていないようですし、課長も言いましたけれども、好きだとかね、それから宿題をきちんとやっていくとか、好きだということ、社会に出た場合に必要だとかっていう、なんか子どもなりにそういう意識のところの差がね、やっぱり何かある感じがしますよね。だから、そういうところがなんかモチベーションに影響があるのかなと思ったり、あるいは学校の先生も、みんな一生懸命なんだけども、一生懸命のサイクルがうまく回っていて、歯車がかみ合っているのかとか、指導方法というのをやっぱりそれなりにある程度共通のものがあったりしながらやっているのかとか、ちょっとまだ、よく分からないのですが、もうちょっとこれを見ないとね。

○小中学校課長 氷砂糖の実験は、委員さんがおっしゃった、粉が出ないというあたりは、ビニール袋に入れたものを金づちで割るというのも載っているんです。

○委員 なるほどね。

○小中学校課長 それだけど、分からない。

○委員 逃げないようになっているわけだ。

○委員長 こうやって福井県とグラフにして比較されると、悔しいですね。本当にね。悔しいですけど、いま課長さんが説明なさったのですけど、ながら勉強というのですか、心そこにあらずでやっている感じというのも否めないかな。この何番かの問題にもありました、問題を小分けして質問すると間違うけど、自由に答えをとると答えは出しているという、何というのですかあれば、ピント合わせた考えっていいですか。だから答えは合っているんだけど、途中ピントが合っていない答え方をする子も中にはありますがね。だから物事に対して、だけど根拠をしっかりと踏まえて知識を吸収していく。そしてそれを基に、根拠を考えながら答えを出していくという、何て言うんですかね、じっくりと静かなところで考えながらする勉強というのが足りてないのかな。数学や算数でも長文になると、先生がその問題の意味を解釈なさる。先生が解釈なさる。それで、あとは子どもが考えるというようなことがあります。一番心配する子どもは、貧乏ゆすりしながら勉強してるとか、テレビがついていながら勉強している、そういう傾向がある。

○小中学校課長 本当に好きで、おもしろくてたまらない状態には少なくともなっていない。ですけど、大切なんだと、子どもたちは思っている、やらなければいけないと思っていることだけは、確かに。

○委員 まじめなんだな。

○教育長 まじめだと思いますね。だから、いいところもいっぱいあるんですよ。いいところもいっぱいあるんだけど、そのいいところはどこから由来してきていて、今度は逆に課題のほうは何でそういうふうになっているのかということ、でも鳥取県特有な要素もあると思うんですよ。

○委員長 それはあると思います。福井県との比較で本当に悔しい思いをするのですが、鳥取県の小学校が頑張っておられるという感じも持っています。今年の6年生の結果はこうであった。来年はどうか、また悪いのか、それは分かりませんですよ。

○教育長 悉皆になりますのでね。悉皆になると、全体的には下がるでしょう。今のこのデータを比べてみてもね。

○委員長 ですがね、案外上がるかもしれませんよ、教育長さん。

○教育長 これ20年は悉皆ですよ。

○小中学校課長 そうです。

○委員 これ、学校別のデータというのは県教委には来てないんですよ。

○小中学校課長 来ておりません。

○委員 来てないですよ。だから教え方の質の問題というのが本当に関係しているのかということをお考えよとしたら、学校ごとのデータを見たら、もしかしたら分かるかもしれないですけどね。あの先生がいて、あそこは算数しっかりやってみたいなことがもしあれば、教え方の問題なのか、あるいは分量の、おっしゃっていたように問題に触れる分量を、じゃあ2割増しぐらいにさせてみようみたいなことで変わるのかとか。

○委員長 何か表面的に流れてしまっているという感じがしますよね、子どもたちの。いろいろ考える知識を。でも、それは困るんですよ。基礎的な根拠も踏まえて、しっかりと応用力というのが、それから発揮されるのですからね。学校ごとのデータでも、県教委がもらうといい

ですけども。市教委は分かっているんですよ。自分のところの小学校のなんかね。

○委員 質の問題だったら分かるような気がするんだけどな。

○小中学校課長 今回、出そうと思っているリーフレットには、間違ったところやこの辺で引っかかっているだろうというような共通項的などころを、優れているところをまず褒めといて、ここが課題だということころを共通して入れまして、先ほどの少数の問題、氷砂糖のような象徴的などころを、こういう具合におさえたらどうだろうということを入れていって、その後、大切なところイメージを膨らますことができるようなものをつくって出していきたいなというふうに思います。

○教育長 でもいくら対策を、こんな問題はこういうふうなところできっちり考えましょうじゃなくて、教員の資質の問題として、この前、一昨日の常任委員会でも、やっぱり小学校はこの文系の先生が多いから、理系に対してあまり上手に指導できない人が多いんじゃないかということをおっしゃっているんですけど、本当にどんな教え方がなされていて、全国的に見た場合に、ある程度レベルの、一定の指導法がなされているのかとか、あるいは、やっぱりよく分からなくて、とにかく教えるだけの学習指導要領に沿っただけのことで興味・関心のところも十分じゃないままにやっているのかとか、その辺を検証していかないといけないと思うんですね。ですから、この結果だけを見て、子どもがこんなところの力が弱いから、じゃあそこを強化しましょうという面と、教員の資質をどういうふうに評価して高めていくのかという、二本立てがいると思うんですよ。

○小中学校課長 小学校の先生は文系が多いという話があるんですけど、じゃあ文系の先生が算数や理科を教えるのが下手かということ、それは一概には言えないと思うんです。専門知識を持っている大学教授が小学校に行かれて、上手に教えられる。おもしろい話はあると思うんですけど、その教育課程のものが上手に入っていくように、しみ込むように教えられるかというのは、また違う話ですね。

○教育長 だけどやっぱり、好きですかとか、一番基本なところのよく分かるというところの答え方の率が低いというところは、何かやっぱりどこかに子どもの問題ではなくて、そういう仕掛けていく側のほうにも、どこかアプローチに問題がありはしないかという感じがしますね。でも、あんまりそんなに教員を批判したっていけないから、でも、その実態を調べてみる必要があるし。

○委員長 先生によって教科が好きになりますからね。

○教育長 でね、11ページの81番だけど、これは福井、全国が0.0って、持っているの、データを。

○小中学校課長 81番ですか。ちょっと調べてみます。

○教育長 うん。11ページ81番。

○小中学校課長 おかしいですね。

○教育長 おかしいですよ。

○小中学校課長 福井県のものを今日は持ってきておりません。ちょっと調べてみます。

○次長 82.7が福井で、全国が86.0。

○小中学校課長 すみませんでした。

○委員 どのように解答しましたかという、何を答えたのか。

○教育長 1番が最後まで解答を書こうと努力した。だから、これも1・2じゃないよ、これは。選択肢1と書いてあるのが、これが最後まで解答を書こうと努力した、ですね。選択肢2というのは、これは書いてないけども、途中で諦めた者があったと。

○小中学校課長 66番と81番の選択肢1+2というのが不要ですね。申し訳ありません。

○教育長 ちょっと本当に情報がたくさんあって、情報から何を読み解いて、何を課題にしているのかというところをもう少し議論しないと、表面的な見方だけでは、みんな解釈できるので。

○委員 さっき若原委員がおっしゃっていたように、学力テスト対策をしましょうかね。

○委員 それと何となくですけど、家庭環境とか地域環境というものも影響があるように思いますね。家で勉強する雰囲気のある家と、全くそういうことに無頓着な家と親がね。

○小中学校課長 来年度、文科省の調査によれば、きめ細かな調査をするということで、経済的なこととかその質問紙がよければ抽出ですとします。

○委員 大阪がどうしても低いでしょう。いつでもですね。そういうことをよく言われるし、僕もそんな感じがしますけど。

○委員 これは各教科の部会というのでしたっけ。で、分析するというようなことが、この後のほうに出ているのですよね、プロジェクトチームというようにことで設置をされると。

○小中学校課長 そこでは分析をしながら最後にリーフレットを出したいと思うのですが、できれば苦手な問題といえますか、弱点補強問題みたいなことがつくっていければなと思っているのですけど。

○教育次長 いま詳細に分析プロジェクトチームが動いていますから、ここの大事だと思っているのは、小学校の教育研究会や中学校の教育研究会、それぞれの教科の代表者が、推薦のあった方が入っておられますから、できた冊子とかで分析したものを、この方たちが部会に持ち帰る。もちろん学校の中でも研修に生かしてもらうのですけれども、教科の部会の中で生かしていただくことができるなと思っています。中学校はその教科のグループというのが、まさに教科ごとの先生がつくられていますけど、小学校はどうしてもオールマイティにあれもこれもしなくてははいけませんので。普段の所属はそれぞれの先生によって得意分野とか、所属は例えば国語グループにいる人でも理科を教えなくてはいけない、算数もするという、そこがあるので、少人数指導や少人数学級をしている鳥取県としては、算数と理科にそういう厳しいデータが出たというのを本当に真摯に受けとめて、何かマンネリ化しているところや、やっぱりこの世の流れの言語活動やB問題に対応する力をつけてないところもあると思います。

○委員 本当に違うのかな。違うんですかね、子どもへの教え方が。

○委員長 課長は教科は何でしたか。

○小中学校課長 社会科です。

○委員長 子供たちに教科学力を定着させなきゃいけないという意識が先生方が弱まっている。というのは、私は数学でしたけど、1つの学年を2人の教員で持って、その先生のあれに負けたくないという意識があるのですよ。ですから、勉強したら、その日の学習のことを定着させるた

めに宿題もどんどん出すし、とにかく力が定着するよという方策はするわけですよ。2人で教えるがゆえに負けたくない意識があって。ところが今、少人数学級になって、子どもの数も減ってくると、1学年1学級、担任の先生だけ。ですから、どれだけ定着をしているかというのは、単元テストか何かをするにしても、それがこの学年でこの定着率でいいのかというのは、そのときには分からないのですよね。

○委員 でもそれは福井も同じ状況のはずですよ。その子供の数が減ってきている状況は。

○委員長 福井の状況は詳しくはわかりませんが、私は今、子どもの数が減ったということ、その減った中でもなおコース別に学習させておられるではないですか、小学校なんか算数でも。それだったらコース別々にパーンと分けて、倍の先生で競争して定着させるというようなことも、ちょっと言いすぎかもしれませんが。今、町村で学校が何校かあるところは、競争はされますよね。この学力テストを地教委が出されますから。それから中学校が1校か2校か。競争が必要ですよ、教師自身。

○委員 子どもにじゃなくて、教える側に競争があると。

○委員長 教える側、指導の状況とね。あまりにもぬるま湯で、本当はきめ細かな指導で、子どもたちに力をつけていくべきところを、教師が手を抜いちゃてという傾向はないんだろうか。

○教育次長 今回のデータが新聞紙上にショッキングにボンと出ましたから、保護者も含め、学校の先生たちも危機感を持って、思っておられるのは事実でした。それで、いろんな意味で、いい意味で、ちょっと最近の小学校の算数や理科はどうなのと、少人数、少人数とずっと言ってきたけれども、これ以上にもっと少人数にしたら伸びるのか。逆にやっぱりコース制の在り方だとか、子どもにきちんと学力を定着させるための方策だとか、学ぶ喜びだとか、いろんなことをもう一度やっぱり見つめ直してみて、どこに課題があるのかというのを、やっぱりそれは各学校ごとに出てきたデータを私たちがしていると同じくらいに分析して、生かしていってもらいたいなと思うんですよ。課題はやっぱり私たちは全県のデータだけで、全県の特徴だけを言っていますけど、現実にはもうすごい学校もあれば、逆の学校もありますし、地域性もあるのかもしれないし、私たちはそれは取れないので、市町村教育委員会のほうにも出向いて行って、話しかけて、分析していかなきゃいけないと思います。2学期からすぐ生かせるようにしないと、この子どもたちはあと半年で中学校に行く子たちですのでね。悪い、悪いと言うだけだったら保護者も不安ですので、そこは責任を持ってやらなきゃいけないと思っています。

○委員 では、実は現場は理由が分かっているということもある程度はあるんじゃないかということなんですよ。

○教育次長 多少は、はい。例えば、さっきの理科も実験はしているけれども、理科の学び方としたりやっぱり予想を立てたり実験道具を用意したりじゃなくて、一から十まで先生がタッタ、タッタやっているのかもしれませんが、さっきありましたよね。計画を立てて自分でやってみますかといったら、すごく悪かったりして、やっぱり何か課題は横たわっているのだと思います。それに気づかなきゃいけない。でないと対策が打てませんので。今までが良かったから、余計にね。

○委員長 こういうことがないと、課題が明らかになりませんから。

- 教育次長 いい意味にとらえて。来年、悉皆です。
- 委員長 よろしいでしょうか。本当に細かい分析、ご苦労さんでした。
- 小中学校課長 ありがとうございます。
- 委員長 それでは、続いて報告事項に入ります。
- 教育総務課長 一応、報告事項に関しましては、今回は時間の関係もあるのですけれども、今、この時点で説明させていただこうと思っておりますのが、スクールカウンセラーの引き続きの派遣についてということと、あとは書面、資料配布のみというようなことを考えておりました、また時間がありましたら説明を、教育委員会が終わってからになるかも分かりませんが、させていただくというようなことで進めさせてもらいたいと思います。
- 委員長 では報告事項アを説明をしてください。

[公開]

報告事項ア 東日本大震災に係る石巻市へのスクールカウンセラーの派遣について
教育総務課長 説明

- 教育総務課長 はい。東日本大震災に係る石巻市へのスクールカウンセラーの派遣について報告をさせていただきます。資料を1枚はぐっていただきますと、これまでも東日本大震災に伴う生徒の心のケアというようなことを対象にするために、昨年度5月から石巻市の門脇中学校と小学校に県のカウンセラーを派遣しておりました。これに関しまして、7月12日に教育長が石巻の教育委員会を訪問した際に、今後の対応につきまして議論をいたしました。石巻のほうからは、やはり引き続きカウンセラーの派遣要請というものがございましたので、今後につきましても、今年度も2学期、3学期につきましても、引き続きカウンセラーを派遣するというような取り組みをしてまいりたいというふうに思います。また来年度につきましても、回数は徐々に減らしていくというようなことでやっております。来年度につきましても、2カ月に1回程度の派遣を想定ということで、これにつきましては石巻の教育委員会と話をしながら収束、回数は減らすということはあるかもしれませんが、ちょっともう少し続けて派遣をしていきたいというような取り組みをしてまいりたいと思います。以上です。
- 委員長 はい。何かご質問はありますか。
- 委員 3人の方、これ本当は大変だと思うのですが、大丈夫なのですかね。
- 教育総務課長 一応私のほうも、この3人の方に、まず皆さんのお仕事との関係もありますよという話をしたのですが、逆にこの3名の方のほうから、やっぱり今の時点で引くこと自体がどうかということ。
- 委員 使命感をもって、おやりになっている。
- 教育総務課長 はい。そこは回数を減らしたりとか業務に支障のないようにということで、対応させてもらうというようなことでしてまいろうかなと思っています。
- 委員 やっぱりそういう使命感でおやりになるんでしょうけど、やっぱり大変なんだろうなと。
- 教育総務課長 正直、今の時点でなかなか、こちらのほうからやめるというようなことは言え

ないような状況でもあります。

○委員長 そうしますと、あと報告事項については資料をご覧いただきたいということで、何かあればまた連絡を。

続いて、報告事項が全部終わりました。以上で教育委員会は終了しましたが、委員の皆さんから何かご発言ありますでしょうか。

○委員 二つちょっと提案があつて、一つが、7月に鳥取工業に行ったじゃないですか、学校訪問ということで。あのときに、ちょっと気になったことがあつて、英語と数学のその力が割と弱くて、大学に行くときにはちょっとそれがハードルになるのだというような発言が校長先生からあつたのですよね。それで、いま日本のその工業技術の高さ、その町工場の技術の高さをどうやって世界に生かしていくかとかいうことを考えたときに、むしろああいう実業高校でこそ英語をしっかりと教えて、直に海外とメールなんかで、ビジネス英語で何か取り引きができる、やりとりができるというようなことを、そういうことを目標にして授業を構成されるというようなことを、むしろ学校でこそ積極的におやりになったらいいんじゃないかなと思ったのですよ。鳥取工業だと先生という方が、いま西高に移っていらっしゃいますけど、オールイングリッシュで授業をされて、英検2級まで出したというようなことまでおやりになっていたというようなことの中で、改めて工業高校において、どのようにその英語教育があるべきかということ、実業系の高校、農業とかでも全部そうだと思いますけども、海外に向けて自分たちの商品の価値を伝えて、それでビジネスができるというような英語力を、かなり実践的な形で教えていくというようなことを研究されたらどうかなと思うのですよね、その部会とかで。それで、それはうまくいけば、鳥取の地場産業の何かこう回復というようなことにも、もしかしたらつながるのじゃないかなと思うので、それはぜひご研究、今もされてないことはないのかもしれないのですけれども、ご研究いただくとありがたいんじゃないかなと思いました。

○教育次長 そうですね。いま企業でももう英語が公用、社内用語は英語でというところも出て来ているぐらいですし。

○委員 実際そのビジネスということに限定していけば、テクニカルタームとかでやっていけば、実はそんなにハードル高くないんじゃないかということもあると思うのですよね。だいたいこういうふうにやりとりしていくのだよということしていけば。だから、そのところをうまく現場の先生方で見定めていただいて、じゃあこういうことを中心に覚えようみたいな感じにすると、もしかしておもしろい成果が生まれてくるんじゃないかなと思いましたけど。どうですか、例えば委員の仕事なんかでも。

○委員 ビジネスってでもね、本当に対等でやるには本当に難しいと思うのですよね。英語を習うのはいいのですが、貿易関係のJETとかもいらっしゃるのですが、ビジネスになると本当にどこでこう何か騙されたりという不安な面もあるので、もう少し深く勉強してからのほうが。ちょっとよく、私も分からないのですけど。

○委員 僕なんかはその海外の劇団の招聘とかやるときに、そんなに難しくないので、正直言って。論点は限られているし、だから、とにかく日本なんか工業技術なんかよく分からないけどもね、すごい高いという中で、その付加価値の高いものを海外に出していくんだと。そういう

ことというのが可能性としてないのだったらあれだけども、技術として高いものがあったね、それが英語だけが障がいなんだとしたら、クリアすればいいじゃないかと思うのですよね。一つちょっと考えてみてください。

○教育次長 今ので、環境大の英語村にそれぞれ小学校、中学校、高校と行って、この前、高校生はさすがにもうオールイングリッシュでやって、最後の感想もすべて英語で、すごく良かったと。小中学生も、はじめは集まるだろうかと内心では思っていました、中部や西部からもたくさんのお誘いがあった、60数名の中、それこそ定員2倍以上のお誘いがあった選ばれた子たちが30名・30名でした。そういうニーズはあるんだと思いますし、高校生の場合は普通科だったのかちょっと分かりませんが、何せすごく好評だったということがありますので、そこで何かやってみるとか。

○委員 そうなんですよ。それこそ鳥取工業ということでいけば一番近いしというのがあるので。

○教育次長 そうです。はい。

○委員長 今、いい意見が挙がったと思うのですが、鳥工に限らず実業高校に限らず、県下の子どもたちの英語力の向上ということは、やはり本当に考えていかなきゃいけないことだと思うのです。来年度から高校の英語の授業、オールイングリッシュになるとかということなんですし、中学校にしても英語の時間が増えてきているのです、今年から。

○教育次長 そうですね。

○委員長 小学校の英語活動も入っています。トータル的に子どもたちの英語力を向上させる手立てというものをどういう部会に投げかけるか。県教委の人も入っていただいて、本当に筋のおつたやり方の構築、研究をお願いしたいですね。

○委員 受験のためのものじゃなくて。

○委員長 実用的なものにつながるような、今の英語村なんかの活用もありましょうし、また他にもいろんな手段があるかと思いますが、とにかく県下の子どもたちの英語力の向上、生きて働くような力をつける方策というものを考えて対応していただければ。今後、またその案が事務局のほうから出てくるとすれば、ぜひこれを。

○教育次長 英語力のことがすごく課題にみんなが考えているので。

○委員長 ですね。

○教育次長 例えば高校入試あたりでも、聞くのと書くのと時間を分けようとか、じっくり取り組めるようなリスニングのテストにしようとか、案は出ていますので、いま小学校の5年生から英語活動をやってることを考えながら、ちょっと全体像を見直してみます。教師が興味を持ってやれるようなね、仕組みをね。

○委員 だから、どちらかというと実業系の高校とかに行くと、そういうのは関係ないやとなってしまうんだけど、そういう子たちも1回巻き込めるような形ができると、というのが一つ。

もう一つは、鳥取県弁護士会で、法教育の専門部会というのがあって、学校に行って、例えばルールづくりとかを、例えばそのケーススタディでここにこういうふうにAさん、Bさん、Cさんという家があって、今までAさんとBさんだけで暮らしてたんだけど、2軒だけだったん

だけれども、それでごみはAさんの家が処理してました。で、Cさんの家に、Cさんが引っ越してきて、居酒屋を始めました。それで、Cさんのところからたくさんごみが出るようになりました。それで、そしたら、今までAさんちの奥さんがやってくれてたんだけど、ごみの整理とか収集場のことをやってくれてたんだけど、量も増えたし、Aさんの奥さんが怒りだしました。そうすると、じゃあ今度はどういうルールでごみ集積場の管理をするようにしたらいいでしょうかということ、子どもたちにみんなで議論させて、考えさせるというような授業をおやりになるんですよ。それで、そういうことのルールづくりという名前の授業なんですけど、その手の法律家を交えて、自分たちでルールについて考えようというような時間を、県立高校の例えば3年生とかが年に1回は必ず受けるみたいな、そういうのというのは悪くないんじゃないかなと思うんですよ。社会に出る前の人が、改めて自治という意味で、その社会のルールについて考えてみようというような。

もう一つおやりになったのは、カラオケボックスが用瀬駅前にできましたというケーススタディなんですけど、そうすると、うるさいという人と、儲かっている人と、それから近所で歌えて嬉しい高校生とか、ストレスが多くて夜中まで酒飲みながら歌うので憂さを晴らしているサラリーマンとか、いろいろ6人ぐらい登場人物が出てきて、みんなで議論をして、じゃあどういふうにその起こっている問題を解決したらいいんだろうかというのを考えさせたりするんですよ。で、これはすごく僕はいんじゃないかなと思って、県の弁護士会がおやりになってることだし、それが、実際その担当の弁護士の方からお聞きすると、もっと学校に広めていきたいんだけど、高校に一応案内とかを送るんだけど、なかなか興味を持ってくれないというのがあって、でも、おそらくね、もっとちゃんと内容を紹介していけば、「じゃあ、うちもやろうか」という学校が出てくるんじゃないかなと思うんですよ。ちょっと高等学校課の方と、その弁護士会の担当の方と、ちょっともし良かったら時間をとっていただいて、どんな内容なんだろうとかのところから、もう少し広く県立高校でやれるような形ができれば、やっぱりいいんじゃないかなと思っているものですから、ご提案します。

○教育次長 弁護士会もいろんなプログラムとか持っておられるのを使いたい、出したいけれども、協力するけれども、なかなか学校がということですよ。

○委員 そうなですよ。

○委員長 いま県下でそういう、これをやられた高校ってあるのですか。

○委員 毎年行っている、具体的な名前は聞いていないんですけど、毎年行っている学校、中学校とかあるみたいなんですけど。

○委員長 まあ、せっかく。こう何か実践された高校の情報を、どう発展されるとか何かあると。

○委員 そうですね。そっちの方面でインタビューとかしてもらってもいいし。

○委員長 高等学校課を窓口にしていただいて、そういうね、広げていったらいいと思います。社会の先生で案外そういうのが上手な先生も中学校にいらっしゃるんですよ。あのね、子どもたちも自由にさせられますし、表現力もつきますしね、思考力もね。

○委員 そうなんです。

○委員長 なかなかいい先生がおられます。とてもいい、おもしろい、こういうのはね。

○教育次長 その提案をいただけるというのは、ありがたいことだなと思います。それから、例えば租税教育で税務署とかが一緒に入って、そういうのもじわじわです。一遍には広がらない。じわじわですけど、広がりつつありまして。このあたりもやっぱり、いま小学校、中学校は広がっているんだけど、ぜひ社会に出る前の高校3年生には租税教育を必ずと言っておられる。それから、どうしても教育課程でガチガチです、これ以上できませんと言われちゃえば、話し合う術も何もないんですけれども、また工夫すれば入りますからね。そんなに10時間も20時間もじゃないんです。はい。ぜひ、今のことを。

○委員 さっきの英語教育でちょっと教えてほしいんですけど、中学校や高校でネイティブの人でね、英語の授業の補助員というのは、そういう人がおられますか。県で何人ぐらい。

○教育次長 はい、ALTがいます。

○委員長 県立学校はどうですか。

○教育次長 県立は全部。

○委員長 全部入ってますか。

○委員 1校に1人、必ず。

○委員長 それから小中は地教委の中に、中学校に1人は入ってますね。その方が小学校と兼務されることもありますし。

○教育次長 幼稚園まで兼務したりね、いろんな形で。それは、充実してると思います。

○委員長 ただそれをうまく十分活用してないということも時々ありましてね。手持ち無沙汰にされているイメージもあるんです。結局、それは英語教育をうまく、この方を活用しきれてないところもありますけど。

○委員 じゃあ中高には1人はいるということなんですか。

○委員長 はい。よろしいでしょうか。はい。では、今の2件、また事務局のほうでよろしくお願ひします。後はよろしいでしょうか。ないようですが、次回9月3日、月曜日に定例教育委員会を開催したいと思います。いかがでしょうか。9月3日すぐです。はい。では9月3日ということで。以上で、本日の日程を終了します。大変遅くなりました。

(15時10分閉会)